

東欧の共産主義と英国の文化的プロパガンダ：
文化交流事業・広報誌・ラジオによる文化的プロパ
ガンダの実践、1946-1950年

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斎藤, 嘉臣 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/25041

東欧の共産主義と英国の文化的プロパガンダ

— 文化交流事業・広報誌・ラジオによる文化的プロパガンダの実践、一九四六—一九五〇年 —

齋藤嘉臣

はじめに…東欧の共産化と文化的対応

一 英国政府の冷戦政策と東欧

二 東欧におけるブリテイッシュ・カウンシルの文化交流事業

(1) チェコスロヴァキアのブリテイッシュ・カウンシル

a 文化協約の締結

b チェコスロヴァキア政変とブリテイッシュ・カウンシル

c ブリテイッシュ・カウンシルの撤退

(2) ポーランドのブリテイッシュ・カウンシル

a 活発な交流事業

b ブリテイッシュ・カウンシルの活動制限

三 東欧における広報誌の発刊

(1) チェコスロヴァキアの『ブリツキー・マガジン』

a 『ブリツキー・マガジン』の創刊

b チェコスロヴァキア政変と『ブリツキー・マガジン』

(2) ポーランドの『グロス・アングリー』

a 『グロス・アングリー』の創刊

b 検閲当局と『グロス・アングリー』

c 『グロス・アングリー』の廃刊

四 BBC 東欧放送

(1) BBC 東欧放送の実態

(2) BBC に対する英国政府の不満

(3) 「ソビエト化」、「平和」キャンペーンとBBC

結語…文化浸透の政治学

はじめに…東欧の共産化と文化的対応

本稿の目的は、冷戦初期に東欧諸国で英国政府が展開した文化的プロパガンダの実態を実証的に解明することにある。その際、相互理解の促進を掲げる文化交流事業のみでなく、活動対象国の生活様式や思想に積極的に影響を与えてその変化を促すことを目指す広報活動も、分析対象とする¹。

終戦直後に英国政府が展開した冷戦政策を分析対象とする既存研究の多くは、ソ連からの軍事的攻撃を抑止する西側軍事機構の構築（北大西洋条約やNATOの創設過程）や欧州の政治経済的復興の模索（欧州統合への対応）に焦点を当ててきた。それと比較して、英国政府のソ連・東欧諸国への文化的対応を明らかにする実証的研究は、不足している。確かに、戦後西欧の軍事的脆弱性の克服や、破滅的な損害を受けた政治経済秩序の再構築による国家再建の要請といった問題は、国家の死活的な安全保障問題として捉えられやすいし、多くの研究の焦点が当てられてきた十分な理由がある。しかし、冷戦政策の立案過程においては、当該地域も重要な地理的要素と認識された。特に、もともと英国の影響力が相対的に弱いソ連とは対照的に、共産化が進む東欧は英国が伝統的に一定の影響力を維持してきた地域である。ソ連からの指令を基盤とした共産化が東欧で進む中で、英国政府はただ事態が進むのを傍観していたわけではない。当該地域における英国の活動の展開は、非常に「ダイナミック」かつ「挑発的」でさえあった²。よって、英国政府が東欧の共産化をいかに認識し、いかなる対応の必要性を認め、どのような実践として展開されたのかを実証的に明らかにする必要があるのである。

英国政府が東欧で影響力を確保するために重視したのが、文化的プロパガンダであった。共産化に対する軍事的介入が妥当な選択肢ではなく、東欧に対して直接行使できるのは文化的影響力であり、様々なメッセージを伝えることによって英国および西側の影響力を浸透させるとともに、共産主義的な影響が支配的になるのを抑えることが

試みられたのである。ソ連との間に見られたような深刻な国益対立を必ずしも抱えない東欧を英国政府が重視したのは、当該地域の共産化を「見捨てる」選択をすれば、その他の地域で英国のイメージが悪化することを懸念したからでもあった。

英国政府が終戦直後の東欧において展開した文化的プロパガンダの実態を把握するため、本稿は次の三領域に焦点を当てて分析を行う。第一にブリティッシュ・カウンシル (the British Council; 以下BCと略記) を通じた文化交流事業である。BCの活動目的は必ずしも外務省と同一ではなかったが、それでも冷戦下の東欧で意欲的な活動を展開することに対して、外務省の大きな期待があった。第二に英国大使館を通じた広報誌の発行である。外務省は、東欧に駐在する大使館を通して様々な情報を獲得し、現地での広報活動を行う任務の一環として、広報誌を発刊した。第三に英国放送協会 (the British Broadcasting Corporation; 以下BBCと略記) を通じたラジオ放送である。

BBCは英国政府の直接の管理下に置かれることはなかったが、英国政府との緊密な協力関係をもって、BCや広報誌では不可能な政治性の高いメッセージを送り続けた。

BC・英大使館・BBCが東欧において展開した活動の歴史は、「鉄のカーテン」の向こう側へ英国および西側の情報や思想を浸透させる試みの歴史であり、平時における文化の政治的利用の発展の歴史である。このうち、本稿は東欧諸国の全てを網羅的に扱うのではなく、特にチェコスロヴァキアおよびポーランドを中心に分析する。もちろん両国の間には、政治史や対ソ感情、共産化の程度等の諸側面に関して大きな相違があり、それゆえBCの活動における自由度や大使館の活動形態、BBCが重点的に放送した内容等についても多くの相違が存在した。しかし両国では、BC・英国政府・BBCの全てが展開されており、両国で英国政府が直面した障害も類似していた。よって、両国における活動実態の解明は、東欧全体における英国政府の政策目的ともたらされた結果がある程度は一般化できると思われる。なお、特にBBCについてはBBC東欧放送を主たる分析対象とし、両国を含め東欧地

域全体に向けられた政策決定過程とその結果を考察する。

以下、第一章では英国政府の冷戦政策の中で、東欧の共産化がどう認識され、いかなる政策が検討されたのか明らかにする。第二章では、チェコスロヴァキアとポーランド両国におけるBCの文化交流事業の実態を明らかにし、その特質と限界を検討する。第三章では、両国における広報誌の内容と流通の実態について解明する。第四章では、外務省とBBCとの関係を明らかにし、BBC東欧放送の特質と内容の変遷を分析する。

一 英国政府の冷戦政策と東欧

本稿が分析の開始点におく一九四六年は、英国外務省においてソ連外交への警戒感が大きく高まりを見せた年であった。良く知られるところでは、前首相チャーチル(Winston Churchill)が「鉄のカーテン」演説によって西側防衛体制の構築の必要性を叫んでソ連からの強い反発を受けたのは一九四六年三月であったし、外務省内で対ソ政策を検討するロシア委員会が設置され、本格的な冷戦政策の立案が開始されたのは翌四月であった。そして、外務省で「鉄のカーテン」の向こう側で共産化が進む諸国(これらは後に東欧と呼ばれることになる)に関する機密報告書が作成されたのは、一九四六年六月のことであった(それは東ドイツをのぞき、ユーゴスラビアを含めた各国ごとの短い分析を行ったものである)。東欧に関する英国政府の現状認識を探るべく、この機密報告書の内容を概観しておきたい。

東欧の共産化に対する情勢判断は、以下のように厳しい。東欧諸国では、共産党が内務省を管理しており、「テロリズムを手段として用いる」秘密警察をも管理することで、国家機構を完全に管理下に置いている。共産主義政府はプロバガンダ機関も管理下に置いており、「それは西側、特に英国の民主主義を中傷するという普遍的な特性」

を持つている。たしかに、英国に対するプロパガンダ攻撃は、親英的な国民感情が強いゆえに、今のところ殆どの国家で効果的ではない。しかし、この状況は長く続かないだろう。報告書では、チェコスロヴァキアに関しては、情報省が共産党の管理下に置かれたことで、英国議会下院でのベヴィン (Ernest Bevin) 外相演説が歪曲されて報道されたというように、英国政府の見解に対する国内紙の扱いが悪化したことが指摘されている。一方でポーランドについては、ヤルタ会談で合意された「自由選挙」が一九四六年秋に延期されたところであり、その間に共産党以外の政党が警察による恣意的逮捕や政治活動の妨害等にあつてゐること、全ての国内紙が厳格な検閲を受けており全体的に反英的な論調であることが指摘されている。また、ポーランドではソ連の影響が強く反英的な論調も強いが、政府自体は非常に不人気であるとの結論もなされた。⁴

ベヴィンは、東欧諸国で共産党の影響力が高まり、ソ連による一層の共産化が進展するとの憶測が高まったことで、英国の対東欧政策が「新しい段階」に入ったとの認識を抱いた。そこで、対ソ政策を立案する上で非常に大きな影響力を持つロシア委員会の主要構成員であり、情報政策・広報政策担当の外務次官補ワーナー (Christopher Warner) は一九四六年一二月、「東欧諸国に対する将来の姿勢」と題する覚書を作成した。⁵「東欧に関する我々の政策がどうあるべきか、明確に決定しなければならぬ時期が急速に近づいている」と訴えるこの覚書は、終戦直後から英国政府が東欧での影響力維持を試みながら、テロリズム的手法によって共産党政権が誕生したとまず指摘する。その上で、ワーナーは英国政府が採用しうる二つの選択肢を提示するのである。「我々は東欧を売り渡すことも可能であり、それによってソ連政府の好意を買うことができる。その代替として、我々は(中略)これらの諸国における利益を維持し、ロシアをモデルとする全体主義的国家システムの構築をより困難で不確定にする」よう試みることもできる。ワーナーによれば、もし英国政府が恐怖に基づく全体主義国家の拡大について何も感じず、古代ギリシャやローマの伝統からもたらされる人権や「ヨーロッパ文明」に重きを置かないのであれば、前者の選択

肢が正しいという。しかしながら、多くの東欧諸国がソ連の影響下に入ると結論づけるのはまだ早く、共産主義が社会民主主義という自由な思想を浸透させ、東欧諸国を見捨てていないと理解させることができれば、社会主義者や農民が共産主義政権に対して抵抗運動をおこすかもしれない。逆に、もしソ連政府との合意により東欧諸国を見捨ててしまえば、自治領や米國、それにヨーロッパや中東諸国との関係に悪影響があるだろう。そうなれば英国は、もはや「我々が見捨てるのは東欧だけである」とはいえず、社会民主主義のリーダーとしての地位も失うことになる。ソ連の勢力圏は、さらに中東にも拡大するであろう。二つの選択肢のうち、ワーナーが後者を選択するよう求めていたのは明らかである。

年が明けて一九四七年一月一三日、ワーナーの覚書を叩き台に東欧への新しい政策を議論すべく、外務省の一室にサージェント (Orme Sargent) 外務次官以下の、関係する全ての高官が集結した。サージェントはこの場で開口一番、次のように述べる。「大きく言えば、我々には二つの選択肢がある。共産主義の影響に抵抗する政策を追求し続けるか、あるいはこれを緩和して共産主義の支配的影響力を承認し、単に貿易や文化関係を構築することで得られる影響力で西側の思想の普及を図るかである。もし我々が第二の選択肢をとるならば、それは宥和の政策となるだろう。それは我々の倫理的な影響を著しく減ずることになり、特に米國人の見解にショックを与えるだろう」。

このサージェントの発言に対して、各国に赴任し共産化の実情を日常的に体験していた大使は、どう反応したのだろうか。概略すれば、彼らも東欧の共産化を承認することはせず、英国政府が圧力をかけ続ける必要性を訴えた。例えば、駐ルーマニア英大使は、共産主義勢力は強いが反共的な見解への「揺れ」が間もなく期待できるところであり、英国は共産化の不承認政策を続けるべきであると主張した。駐ポランド英大使も、もし不承認政策を放棄すればポランドはソ連に吸収されるかもしれず、よって英国政府は「社会民主主義勢力との接触および文化関係

の発展を促進することで」影響力の維持を図るべきであると主張した。また、駐チエコスロヴァキア英大使も、共産主義や全体主義に反対するマサリクの伝統は依然として強く、反共感情が高まっていると指摘した。ブルガリアとハンガリーに関しても、英大使は共産化の不承認政策の継続を求めた。ここで重要なのは、サージェントの発言にある「文化関係」の構築と、駐ポーランド英大使の発言にある「文化関係」とでは、文脈と意味が異なっていることである。前者の「文化関係」とは、相互理解を主目的とする文化交流事業としてのそれであり、後者の「文化関係」とは、積極的に対象国の生活様式や思考形態に影響を及ぼして共産化へ抵抗することを目的とする文化的プロパガンダとしてのそれである。同じ「文化関係」であるが、外務省は東欧での単なる文化交流事業の展開は「宥和」政策として批判的であり、英国の影響力を維持すべく積極的な文化的プロパガンダを重視したのである。「会議の雰囲気」が伝えるところによれば、英国政府が東欧の共産化について不承認政策を維持するのであれば、政府による抗議声明の表明や厳しい批判調の覚書交換等に終始せず、異なった類型の政策が必要となるといふ。つまり、「文化的プロパガンダやBBCを通じた放送が、より強調されるべきである」。

このような期待は、ベヴィン外相が既に一九四六年初頭の段階で明らかにしていた。「東南欧諸国がソ連の排他的影響圏に組み込まれるのを防ぐ最良の手段は、英国の生活や文化についての情報を絶え間なく提供することである」¹⁰。同様の見解は、一九四七年一月一七日にベヴィンを交えて行われた会議でも確認できる。この場では、メイヒュー (Christopher Mayhew) 外務政務次官が、農民や労働者に訴えるような経済的視点をういてプロパガンダを行うべきと主張したのに加え、東欧と西側との経済協力をソ連が自らの経済的利益のために潰していると批判することや、共産主義はソ連による新しい植民地体制の道具であると表象する必要性、社会民主主義は共産主義と資本主義の搾取から身を守る最良の方法であると提示する意義等が列席した大使から指摘された。¹¹

もちろん、東欧諸国の共産化の程度は異なっており、完全な共産党の管理下にあるユーゴスラビアと、いまだ共

産党の権力が不完全なチェコスロヴァキアやハンガリー、その間にあつて公安警察が完全に野党勢力を消滅させてきつてはいないポーランドやルーマニアとは、必要な対応が異なると想定された。だが全体としてベヴィンと英大使は、共産化に抵抗すべく社会民主主義の概念が東欧諸国の多くで採用されるのを促す必要性を確認し、以下の具体案についても合意した。東欧諸国と西側との接触を維持し、東欧の人々の間にある「我々の威信と人気」を維持すること。英国紙の普及により、共産主義政府以外の情報源で共産主義者の政治手法を知らしめるとともに、英国政府の社会政策や業績、西側の生活についての知識を普及させること。英国に関する「歪曲」された情報を「正す」こと。BCはより広い規模で活動すべきで、BBCの外国語放送も十分に活用すること。¹²

このうち、チェコスロヴァキアとポーランドに対する情勢認識を確認しておこう。チェコスロヴァキアについては、共産党が完全に政権を把握していないという点で他の東欧諸国と大きく異なっており、「時は我々の側にある」とする楽観的な見方が支配的であつた。よつて具体的には、「大きな需要のある文化的プロパガンダを力強く進めること。今のところ、我々の前に障害はない。まさに今、我々は新しい月刊誌〔後述する『ブリツキー・マガジン』のこと〕を創刊しつつあり、非常に有用であるBBCチェコ語放送を宣伝する可能性を検討中である」。¹³一方、ポーランドについては、英国政府はヤルタ会談で合意された自由選挙の実施を迫つていたが、その実現は不可能であるように思われた。そこで、貿易関係や文化関係の構築により英国の影響力を維持すること、西側の思想に関するポーランド国民の愛着を維持しながら英国に敵対的なプロパガンダの地盤を除去することが必要とされた。より具体的には、文化プロパガンダとしてBCの活動を維持し、大使館の発刊する広報誌〔後述する『グロス・アングリー』〕の普及を図り、BBCポーランド語放送の聴取者を増やす必要性が指摘された。¹⁴

このように、東欧の共産化に対抗すべく、英国政府が冷戦政策として重視したのが文化的プロパガンダであつた。それは、単なる相互理解の促進を超え、より積極的な影響力の維持・拡張を想定するものであつた。また、それは

社会民主主義の宣伝により共産主義の影響力に対抗することや、農民や労働者の生活水準を念頭に置いて英国的(西側的)生活の豊かさを具体的に訴えることに主眼が置かれたものでもあった。次章以降では、B・C・英大使館・B・Cの各事業体による活動の実態を考察する。

二 東欧諸国におけるブリティッシュ・カウンシルの文化交流事業

(1) チェコスロヴァキアのブリティッシュ・カウンシル

a 文化協約の締結

B・Cがチェコスロヴァキアで活動を開始したのは、一九三六年のことである。チェコスロヴァキア政府の英語教育を支援するため、B・Cが英語教育を実施する学校の生徒・教員を対象に奨学金を給付したほか、チェコスロヴァキア英国協会での書籍・雑誌の展示、プラハやその他地域での著名な英国人音楽家によるコンサート等が催された。だがこの時代には、B・C事務所がプラハに置かれていた訳ではなく、代わりに英大使館を通じた活動が行われていた。¹⁵

その後一九三八年のミュンヘン協定により両国関係は悪化したものの、ロンドンのチェコスロヴァキア亡命政府大統領であったベネシユ (Edvard Benes) や多くの亡命者コミュニティの存在が、戦後の両国間の文化交流の再開を助けた。¹⁶ 現地での英国に対する関心も高く、早くも一九四四年一月にはチェコスロヴァキア側から提案をうけた英国大使ニコルス (Philip Nichols) が、両国間の文化協約の締結を外務省に提案している。ニコルスによれば、「協約はチェコスロヴァキア人の生活において急速に重要な要素となりつつあるように見える、ロシアよりの傾向を相殺する点で特別な価値がある」というのが、その理由であった。彼はまた、戦前にはフランスの文化的影響力が強

かった当地で、ミュンヘン協定と戦争の結果その地位は失われ、今や英国がその立場を代替して支配的な影響力を高めつつあるとも指摘した。¹⁷

ドイツ戦が終結する直前の一九四五年四月二六日にも、プラハの英大使館から外務省に対し、現地でのBCの活動が極めて重要な意味を持っている旨が伝えられた。¹⁸大使館は、チェコスロヴァキアで高まりつつあるソ連の影響に対抗すること自体は無駄であると認めつつも、同国がソ連の影響圏に完全に取り込まれるのをベネシユが極めて懸念していること等を訴え、「戦後チェコスロヴァキアはBCが特別の重要性を持ちそうな欧州国家である。地理的に欧州の中心に位置し、戦略的のみならず文化的にも多くの点で重要な位置にある」と主張した。大使館によれば、チェコスロヴァキア国民が東側のみならず西側にも目を向けるよう仕向けることは英国政府にも利益があるし、ソ連の思うままにさせる用意が英国側にあるとの印象を与えないことにも利益がある。当地での影響力を維持し、ソ連の影響力が高まろうとも英国の関心はまだ失われていないことを示さなければならぬ。そのための主要手段は、文化である。戦前まで文化的影響力を保っていたフランスは存在力を失っており、英国がそれを代替するのは比較的容易である。戦争によって生じた知的真空により、英国との接触が渴望されている。よってBCの活動は実りをもたらすであろうし、そうでなければチェコスロヴァキアは不可避免的にソ連の勢力圏下に陥ってしまうだろう。ニコルス大使の六月の書簡では、「鉄は熱いうちに打つ」のが良いと、政府の決断が求められていた。¹⁹

ニコルスの熱意が実り、戦後プラハにBCが事務所を開設したのは、一九四六年七月のことである。ベネシユ大統領、マサリク (Jan Masaryk) 外相、リプカ (Hubert Ripka) 海外貿易相 (チェコスロヴァキア英国協会長) 等の多くの政治指導者から歓迎されたことは、英国文化に対する当地の関心の高さを示していた。BC側も活動について非常に楽観的であったが、実際に英国文化や英国的生活に対するチェコスロヴァキア国民の関心は高く、多くの国民がBCの施設を利用していると報告された。²⁰ 両国間の良好な文化関係は、一九四七年六月一六日に締結された

文化協約に結実した。また、BC予算が一七%削減される緊縮財政期に、共産主義のプロパガンダ運動の対象となった地域(チェコスロヴァキア、フランス、ギリシヤ、イタリヤ、ポーランド、スペイン、トルコ)に最大の予算(四万ポンド)が投入されたことは、チェコスロヴァキアに英国政府が与えた重要性を明示していた。しかし、その数カ月後にはコミンフォルムが結成され、両国の文化関係の行き先暗雲をもたらすことになるのであった。

b チェコスロヴァキア政変とブリティッシュ・カウンシル

一九四八年二月、チェコスロヴァキアで政変が生じた。マーシャル・プランの不参加等をめぐる路線対立により、非共産党系閣僚が辞表を提出する事態に対してベネシュ大統領がそれを承認し、その結果共産党政権が誕生したのである。その直後には、一七のチェコスロヴァキア国内紙と定期刊行物が廃刊となり、『デイリー・メール』等を含む二七の外国紙と定期刊行物も流通が禁止された。さらに、全ての国内紙は共産党の方針を支持し、政府批判は禁止される事態となった。²¹

二月末、政変直後であったが、前年に締結された文化協約を履行するための両国合同委員会が開催された。これは、当初チェコスロヴァキア側が延期しようとしたものの、英国側への通告が遅れ既に担当者がロンドンを発っていたために、予定通りの開催となったものであった。紛糾が予想された委員会では、英国側の予想と裏腹に、ラジオ番組の交換、映画祭の相互支援、大学講師の相互派遣や農業従事者・技術者・作家の相互訪問、学生や英語教員の英国滞在計画、学生への留学奨学金援助、書籍見本展、近代英国絵画展といった、多様な交流事業案が提案された。²² チェコスロヴァキア側の反応は、英国側の代表団が「最大限の好意」が見られたと報告する程に好意的なものであり、「政治的状況が、今結ばれようとしている約束を履行するチェコスロヴァキア政府の意思に影響を与える兆候は全くない」とされる状態であった。²³

しかし、その後の文化交流は、両国の政治的関係の悪化に影響を受けた。例えば、一九四七年末にチェコスロヴァキア政府の要請を受けて英国から派遣されていた英語学教授が、違法な国外脱出の支援を行ったとして国外退去となった。両国間の研究者の相互派遣事業は、具体化されなかった。この他にも、教員の相互派遣は非共産主義的な価値体系に国民が接することを好まないチェコスロヴァキア政府の意向により、実現が困難だと見積もられ、留学奨学金の給付についても、英国留学後に母国へ帰還する学生の選定が困難だとされて具体化しなかった。一九四八年五月の音楽祭にはハレ・オーケストラが派遣される予定であったが、英国側がプロパガンダに利用されると懸念したことでキャンセルされた。結局、文化協約の締結により具体化が期待された交流事業の多くは実現しなかった。²⁴ソ連からの圧力が高まる中で、両国民の接触をできるだけ制限したいチェコスロヴァキア政府にとって、文化協約の存在は邪魔となったのである。²⁵

その後のチェコスロヴァキア政府の、文化協約に対する反応は四段階で推移した。第一に、ハレ・オーケストラのキャンセル等を口実に、英国政府がもはや文化交流に対する関心を持っていないとの主張が始まった。しかしB Cは事業を継続していたため、この路線を維持するのは不可能であった。第二に、諜報活動等へB Cが従事したことを口実にB Cを撤退させようと試みられたが、これも効果がなく失敗に終わった。第三に、両国の文化関係をB Cが妨害していると非難する環境を作り出すため、チェコスロヴァキア側提案の事業等を延期することでB Cの事業を妨害することが試みられた。さらに第四に、B Cスタッフに対する物理的な暴力の行使が始まった。

B Cの活動は、大学や学校での講義や一六〇〇冊程の蔵書を貸し出す図書館の運営等幅広く、多くのチェコスロヴァキア国民の関心を引きつけていただけに、秘密警察の強い関心と懸念を招いていた。²⁶一九四九年末頃からは、秘密警察が関係スタッフの意図的な逮捕・抑留を行い、ブラチスラヴァではスタッフの暗殺が企てられた。²⁷また、B Cの文化事業に参加する自国民に対しても、脅迫が加えられた。例えば一九四九年一〇月には、勤め先の銀行で

英語を使用するためBCに通っていたチェコ人女性が、外国人との緊密な接触を持ったとして警察に連行された上で尋問にあい収監の脅迫を受けたことで、BCに名前および住所の削除を願いだした。²⁸ BC主催の新年パーティに参加した学生が帰路に警察に連行・尋問される等の事例も、数限りなかった。一九四九年下半期だけで現地雇用スタッフが六人服役したほか、国外脱出した者もいた。国内では、西側の文化が退廃的で反動的であるとされるラジオ放送や、西側出身の住民はスパイであると訴える労働組合員のデモが行われ、一九五〇年初頭には、BCの追放は時間の問題だろうとの予測がなされた。²⁹

c プリティッシュ・カウンシルの撤退

BCの事業継続が困難となる中で、外務省が作成した覚書には、BCの存在目的として以下の三点が指摘されている。³⁰ 第一に、西側志向の人々が見捨てられていないことを示すこと。第二に、西側の生活の利点を提示すること。第三に、将来情勢が好転した時に再活動を行いやすいこと。

一方で、同時期にロンドンのBC本部が作成した覚書には、BCの活動の必要性が以下のように指摘してある。BCの文化交流事業は知識人や専門職、技術職の人々のみならず、一般大衆にも望まれている。³¹ 英国との文化的繋がりが感じられる限り、政治的関係がいかに悪化しようとも、将来的な和解は容易になる。自分自身に対するリスクを承知でBCに雇用される現地スタッフは、特定の政治的見解をもってBCに接近するというよりは普通の愛国的市民である。リスクを恐れずBCや併設図書館に来る国民を後ろに、BCが強制的に撤退させられるのではないのに自発的に撤退すれば、彼らは見捨てられたと感じるし、撤退から何か政治的な含意を引き出すであろう。

BC作成の覚書は、英国の特別な地位についても、次のように敏感であった。米国はチェコスロヴァキア国民の心情において、豊かさや政治的自由、物質的寛大さと結びついてはいても、文化と結びついてはいない。フランス

は知識人が尊ぶにすぎない。「鉄のカーテン」の「向こう側の」人々にとって、欧州文明を表象するのは英国なのである」。よって、文化的領域で英国が退くことがあれば、それは西側が退くことなのである。ソ連については、ジダーノフ (Andrei A. Zhdanov) のせいで「極端な文化的早魃」を経験しており、文化的・技術的分野で「被支配者」に何も提供できず、バレエ、合唱、歌劇等を除いては「二流」である。東欧諸国が望むような、専門職・技術職・学生の訓練を行うことができるのは、英国だけである。英国の生活と共産主義諸国の生活との間の、無視したい大きな差を軽視すべきでない。英国は、共産主義とは「別の生活様式」を表象するウィンドウなのである。

一方で大使館は、英国人スタッフへの危害や警察からの活動妨害、西側の情報が最大限遮断されつつあることに鑑み、これ以上の活動は時間の無駄であると主張した。西側への共感を持つ市民は、近いうちにチェコスロヴァキアを脱出するだろうとも指摘された。外交特権によって保護されない以上、英国人スタッフの保護が困難で、「全体主義体制の力に対抗して戦い続けるのは困難」であるため、BCの撤退も含め何らかの対応が求められるとの主張もあがった。³² 同時期、BBCチェコ語放送の内容を穏健化することを条件に、チェコスロヴァキア政府が学生交流等に制限されたBCの活動を許可する可能性も指摘されていたが、大使館は「もしBBCとカウンシルとを選択するのなら、明らかに我々は前者を選択しなければならぬ」と考えていた。デイクソン (Piers Dixon) 大使も、チェコスロヴァキア政府の見解を求め、満足な回答が得られない場合にはBCの撤退が政治的に可能であるとしていた。

しかしBCは、自発的な撤退は誤ったメッセージをチェコスロヴァキア国民にあたえ、プロバガンダの観点からも利がないと消極的であった。³³ 他の東欧諸国に展開するBC事務所からも、心理的效果を考慮して自発的な撤退には反対の声があがっていた。こうした事態を受け、一九五〇年四月に開催された閣議では、東欧諸国でのBCの将来について検討され、チェコスロヴァキア政府からの撤退要求があるまで撤退しないことが合意された。³⁴ これは、

東欧諸国に展開するBC全ての方針となった。同月、大使館はチェコスロヴァキア政府に対して英国政府からの覚書を手交し、警察の尋問がチェコスロヴァキア国民をBCから遠ざけさせていることが文化協約の内容と矛盾する等と批判した。³⁵ 覚書はまた、BCの英国人スタッフに対する再入国査証の発給拒否等も批判し、文化協約の精神を實現させる意図についてチェコスロヴァキア政府に問いただした。

翌月、チェコスロヴァキア政府は文化協約の有効性をこれ以降認めないことを通告し、五月二〇日までに撤退を完了するようBCに通告した。³⁶ その理由として、文化協約の精神に合致しない英国政府の行動が以下のように挙げられた。³⁷ 第一に、BBCがチェコスロヴァキア政府の同意なく放送され、チェコスロヴァキア国民を政府転覆活動に駆り立て、国家の繁栄を追求し国際平和を構築する努力の障害となっていること、幾つかの番組は不法出国したチェコスロヴァキア国民やナチスへの協力により重罪判決を受けた人物が出演していること、こうしたBBCの転覆活動が文化協約の具体化を妨げたこと（チェコスロヴァキア政府はBBCが政府機関であるとも批判したが、ここには完全には否定できない側面がある）。第二に、英国情報機関がチェコスロヴァキアに対するプロパガンダ活動の中心となつてゐること、違法な反政府組織の構成員が情報機関に雇用され、大使館の報道官は政府転覆を狙つた公報を出していること。第三に、BCの活動が当初から反チェコスロヴァキア的であり、不法越境者やナチス協力者等の「敵」を雇用していること、その中にはチェコスロヴァキア英国協会の陰でテロ活動に従事する人物が含まれ、これらの集団は武器を集積し、国軍についての機密情報を漏洩し、重要人物への攻撃を企てていること。³⁸

両国が締結した文化協約は、その廃止について六カ月の事前通告を求めていたが、チェコスロヴァキア政府はそれよりも早く全ての関係機関等の撤退を求めており、英国政府も最終的にはそれに従わざるを得なかつた。英国政府は五月一五日に下院にて声明を出し、チェコスロヴァキア政府の英国政府やBCに対する非難に根拠はなく、BCの強制的な撤退はチェコスロヴァキア国民を自由世界に関する情報から遮断し、彼らの知的独立を奪うものであ

ると批判した。³⁹

一九四八年二月の政変は、BCの文化交流事業に対するチェコスロヴァキア政府の警戒を生み、英国との文化交流は停滞した。両国間の文化協約の存在は、チェコスロヴァキア政府にとって極めて邪魔な存在であった。政変が起きた一九四八年二月にはルーマニアからBCが撤退しており、一九五〇年三月にはハンガリーのBCが、スパイ行為に従事したとの理由で強制的に撤退させられた。⁴⁰ 同年にはブルガリアの事務所も閉鎖に追い込まれた。

(2) ポーランドのブリティッシュ・カウンスル

a 活発な交流事業

ポーランドにBCが事務所を構え活動を開始したのは一九三八年のことであり、これはエジプトに次ぐ早さであった。やがて大戦期に一時撤退したものの、終戦直後の一九四五年一〇月に活動を再開する可能性を探るためワルシャワで調査を行い、一九四六年一月よりBCは再び事務所を設置して文化交流事業を開始した。スタッフ不足等の問題はあったが、活動再開直後にはポーランド政府から両国間の文化協約の締結に関して要請があり、英大使がBC代表に予備的交渉を進めるよう指示する等、活動は順調に進んだ。

BCがポーランドでの活動で重視した点は、四点ある。第一に、BCに向けられた警戒を取り除き、ポーランド当局の信頼を構築すること。第二に、当局に対する誠意をもって活動を展開すること。第三に、政府高官や指導的学者、文化人との友好関係を構築すること。第四に、より多くのスタッフを確保すること。特に第三点目に関しては、BCの思惑通りポーランド外務省、教育省、文化省等との間に良好な関係が構築され、一九四七年九月から一〇月にかけてワルシャワとポズナンを英国からサドラーズ・ウェルズ・バレエ団が訪問し、各々七千から八千人の聴衆を集めた際には、文化省が特別にBCとの連絡スタッフを用意する等の支援を提供した。BCの会員数が一九

四七年四月からの一年間で五〇四人から八九三人に増加していること（その後一年毎に一四〇八人、一七六〇人に増加）、併設された図書館での図書貸し出し数も毎月約千冊程度であったこと等は、ポーランド国民との関係が一九四六年一月の活動開始以来、常に良好であったことを物語っている。地理的な活動範囲もワルシャワのみならず地方都市へと拡大し、英大使館もこうした活動を歓迎していた。⁴¹

一方、ポーランドにおけるBC代表ビドウェル（George Bidwell）は、BCの活動に自己抑制的であった。⁴² 当時、ポーランドの共産主義者の一部にはBCの活動に対する警戒が見られたが、ビドウェルはその理由を、共産主義の文化に攻撃を加えてポーランド国民の生活様式を英国のそれへと変えることがBCの目的だと彼らが「誤解」しているためであるとす。そうした「誤解」を与えないためにも、彼はBCが政治的に超党派的であるべきで、BCの活動が共産主義に対する政治的圧力となつてはならないと主張した。西側と異なり共産主義国家では、文化的領域が政治的・経済的領域と分ち難く結びついている。よつて文化活動は政治性を帯び易い。こう考えるビドウェルは、共産主義の影響を文化交流事業が抑えることができるという「期待」は放棄しなければならず、文化交流事業がプロパガンダ的要素を含んだり、英国的生活様式の移植を目的とすることは避け、率直に相互理解の達成だけを目的としなければならないと訴えたのである。特に共産主義に代替しうる思想が普及することは共産主義政府が最も警戒するところであり、このことをビドウェルは良く理解していた。彼は、駐ポーランド英大使ガイナー（C. E. Gainer）との会談でも、ポーランドでは他の東欧諸国と異なり極めて自由な活動が認められていること、BCの活動はポーランド政府の厚意に依存するものであること、ポーランドの生活様式や共産主義的な思考形態に影響を与えるような活動は慎むべきことを伝えた。⁴³

しかし、ビドウェルの思惑が文化交流事業による相互理解の促進にあつたとしても、やがてポーランド国内紙では反英的論調の記事が増し、BCスタッフに対する秘密警察の監視も始まつた。BCを取り巻く雰囲気悪化は、

BCとの関わりが当局側に発覚するのを恐れるポーランド国民の数を増し、文化交流事業の実施を次第に困難にした。BCは文化協約の締結を重視したが、それは当局側のBCに対する防害を取り除くためでもあった。⁴⁴

b プリティツシュ・カウンシルの活動制限

一九四九年度版のBC年次報告書が、「ますます困難になりつつあるが、ポーランドにおけるカウンシルの活動は続いている」と、それまでに見られなかった消極的な記述で始まっているように、ポーランドにおいて順調に拡大していたBCの活動環境は、一九四九年頃から急激に変化し始めた。ポーランド政府が法律や指令によって国民を西側の文化的影響から隔離するにつれ、学術機関におけるBCの活動は大きな制約を受けた。例えば、一九四八年にBCスタッフが大学や科学研究所を非公式ながら訪れることが可能であったのと比較して、一九四九年二月頃から教育機関が事前の許可なく外国人を受け入れることが禁止されたことで、BCからの講師派遣や展覧会開催等が不可能となった。⁴⁵ 同時期、ソ連以外から書籍や定期刊行物を輸入することを希望する書店は、出版物の規制にあたる関係当局を通すことが法律で定められ、その結果書店には英国関係の書籍が見られなくなったほか、BCの併設図書館も休館となった。英国に派遣される予定の学者に対しては出国査証が発給されず、英国からはただ一名の学者が訪問できたのみであった。社会活動の一環としてBCが主催していたパーティ等にもポーランド政府関係者の参加が激減し、人的ネットワークの維持が困難になった。BCスタッフが対しても、入国の際に査証が発給されなかったり、現地雇用スタッフに対する秘密警察の尋問が繰り返された。⁴⁶

しかも、一九四九年六月には、BC開設当初からの代表であったビドウエルが、BCの活動が「反共的」であると批判し、BCを離れてポーランドの市民権を得る事件が起こった。その後彼は『私はポーランドを選んだ』と題した本を出版し、BCは英国政府の帝国主義的な目的のためのプロパガンダ武器であると批判した。

ビドウエルの後任ジャーディン (John Jardine) は、ポーランドでB Cの活動が制限されることに対して、その理由を文化交流事業の政治性に求めて次のように説明する。冷戦において、思想は国家を強化し、潜在的な敵国を弱体化することができる。「戦後の大きな経済的困難にも関わらず、福祉国家を構築した英国の文明は、共産主義的イデオロギーに対する一つの挑戦」なのである。特に西側思想に何世紀もの間影響を受けてきたポーランド国民にとつて、ソ連が与えてくれるものと西側が与えてくれるものとはどちらが優れているかは自明である。しかし、新世代が台頭し共産主義者がプロパガンダや脅迫によつて影響を増す中で、西側に対する理解は不可避免的に薄まるだろう。だからこそ、B B Cの活動は拡大すべきであり、B Cもポーランドにとどまり続けることが重要なのである。B Cはその存在自体が、英国の民主的思想や慣習を代表するものであり、「思想の戦いに対して大きく貢献」している。この点で、ジャーディンは文化的プロパガンダの唱道者であった。「西側へのドア」は開いておかなければならない。なぜならば、「武器は支配者の攻撃計画を変えるが、歴史がしばしば示すごとく、思想は人々に支配者を変えさせるのである」。

既にフランス文化機関は一九四九年に撤退を余儀なくされ、米国は大使館内に図書館や映画館を設けていたが、訪問者に対する警察の尋問が厳しくなっていた。上述したように、一九五〇年にはチェコスロヴァキアやハンガリーからB Cが撤退した。しかしB Cは、その後もポーランドにとどまることができた。ポーランド国内紙やラジオ、学校現場で英国批判が高まる中で、なぜポーランド政府はB Cを追放しなかったのか、その理由は定かではないが、ポーランド政府はロンドンに文化機関を置いており、そのため報復を恐れてB Cを簡単に排除できない可能性、あるいは暫くはB Cの文化交流事業を制限しておくことで十分だと考えたポーランド政府が、B Cへの根本的対応については真剣に検討するには至らなかった可能性等が、B Cでは検討されている。⁴⁷

チェコスロヴァキアおよびポーランドで活動を展開したB Cは、結果は異なっていたものの、どちらも著しい活

動制限を経験した。重要なことは、どちらの場合でも、自らの存在が英国および西側の思想や文化を表象するものであることを深く理解していたことである。この点で、BCの文化交流事業は、極めて大きな政治性を孕んでいた。

三 東欧諸国における広報誌の発刊

(一) チェコスロヴァキアの『ブリツキー・マガジン』

a 『ブリツキー・マガジン』の創刊

第二次世界大戦後に東欧の共産化が進む中において、チェコスロヴァキアは特殊な情勢にあった。地理的には東ヨーロッパの中腹部に位置し、古くからヨーロッパ史において重要な役割を果たしたチェコスロヴァキアは、議会制民主主義を経験する等、西欧諸国との多くの共通遺産をもっていた。英国政府がチェコスロヴァキアを重視したのは、そのような背景があった。必然的に、大使館も英国的生活様式の表象・伝達を行う媒体としての政府広報誌を、チェコスロヴァキアで発刊することを強く希望することになった。一九四六年初頭には、外務省がチェコ語での政府広報誌の発刊を検討し始めた。

とはいっても、BCの文化交流事業と同様、大使館が政府広報誌を発刊してそれを流通させるためには、現地政府の(少なくとも暗黙の)同意が必要であった。そこで一九四六年三月、プラハの英大使館は人民党、国民社会党、社会民主党、共産党の有力者を集め、英国に関するチェコ語の広報誌発刊について協議し、その結果発刊の合意がなされた。当時、全ての出版物は、用紙不足とチェコスロヴァキア国内法の規定によって、公的に認知された政治・文化機関等からの支援を得て出版する必要があった。そこで、大使館はチェコスロヴァキア英国協会会長であり親英派のリプカ海外貿易相を通して、チェコスロヴァキア情報省の発刊許可を得た。彼は一九三〇年代にはベネシユを

支える補佐官であり、その後一九四〇年代には英国でチェコスロヴァキア亡命政府の外相に就任する等、英国とも関係の深い人物であった。

政府広報誌とはいっても、大使館が直接編集の責任を負うことは当時のニコルス大使に支持されず、代わりにチェコスロヴァキア英国協会が名目上の編集・出版機関となり、国家社会党の有する出版機関メラントリヒ (Melantrih) が実際の出版・流通の責任を負い、編集作業も行うことになった。ここに一九四七年四月、英国政府の広報誌が月刊誌『ブリツキー・マガジン (Britsky Magazin; British Magazine)』として創刊された。発行部数は毎巻二万部であった。大使館が発刊するのではなく商業ベースでの発行となったことについて、当時のプラハには多くの書店があり外国雑誌も多くが取り扱われており、チェコ語の刊行物とも「競争」を強いられる環境であったため、英国政府としては自ら損失を出すリスクを抑える利点があった。⁴⁸

契約書はチェコスロヴァキア英国協会とメラントリヒが締結し、メラントリヒは用紙からインク代にいたるまで全ての発刊コストを負担した。契約書によれば、『ブリツキー・マガジン』の記事について、大使館側が全ての記事を用意し、著作権等の問題も処理する。大使館側は、編集者を支援するためにジャーナリストとしての経験がある特別のリエゾン編集者を任命する。⁴⁹ これにより、大使館が編集を支援する際に英国側の見解を伝達することが可能となったため、英国政府はある程度まで『ブリツキー・マガジン』の内容を管理できた。ただし実際は、記事内容の提供元を英国政府機関の中央情報局 (Central Office of Information; 以下COIと略記) に限定することにメラントリヒが同意すれば、外務省およびCOIは広報誌への厳格な管理権を主張しないことに同意した。⁵⁰ また、メラントリヒは大使館側の要望に沿って同誌を発刊するが、「特に政治的に重要な問題」については、掲載予定記事は常に編集者と大使館内の情報担当書記官が協議することが、「紳士協定」で合意された。⁵¹

外務省は、購読対象者を広く設定すれば内容が散漫になってしまうことから、最も影響力のある市民を対象とす

ること、特に活動的な議員、政治関心層、高級官僚、国営企業の上層部、労働組合幹部、専門職(医者、弁護士等)、技術者、文化人(作家、音楽家、俳優等)を対象とすることを望んでいた。中でも、教育者や編集者、作家等は自らの活動で影響力を与える対象を持っており、重視された。これらの購読者に両国の共通点を感じてもらい、英国の本や映画、政治的自由等について知らせることで、英国に対する愛着を超えた感情が生まれることが期待された。⁵²

しかし、『ブリツキー・マガジン』が大使館の発刊する広報誌ではなく、編集・出版流通を現地機関に委任したことで、必ずしも外務省の戦略的な方針が採択されず、対象購読者層が曖昧になった。必然的に、外務省の『ブリツキー・マガジン』創刊号に対する評価は、極めて厳しいものとなった。同誌の典型的な内容は、スパイものやクイズ企画、パントマイムの紹介、スコッチ・ウイスキー等であり、読者水準を低く見ているとの印象をもったためであった。⁵³ たしかに発刊した全部数が完売する等、実績は良好であった。しかし、外務省が当初対象としていた知識人層に関しては、同誌の存在すら殆ど知られていない状態であった。大使館側からは、大衆を対象にした二万部発刊の広報誌より、知識人層を対象とした五千部発刊の広報誌の方が広報政策としては効果的でないかとの声や、英国人リエゾン編集者を不適格として交代させるよう要請する声も出た。⁵⁴ 『ブリツキー・マガジン』は「誤った人々」に人気を博したのであり、よってチェコスロヴァキア社会において大きな影響を与えていないというのが、外務省側の見立てであった。外務省が望んだ記事は、例えば「バートランド・ラッセル執筆の原子力に関する記事」のような堅い記事であった。メラントリヒが「売れる」記事を掲載したいのに対し、外務省側は知識人層の関心を誘い影響力を持つ記事の掲載を望んでおり、この点で両者の間に大きな齟齬があったのである。⁵⁵

ここで、一九四七年に発刊された同誌の記事内容を確認しておこう。たしかに、外務省の批判の対象となりそうな記事(切手収集の歴史、自動操縦縦航空機、サッカー協会の審判、ロンドンファクション通信、ウイスキーの作り方、帽子、パントマイム、スケート世界チャンピオン等に関する記事)は多く見られるが、その一方ではラッセル

が執筆した「人類の将来展望」に関する記事や、英国内の政治経済状況に関する記事（英国産業フェア、英国における国有化、石炭危機に取り組む英国人鉱山者、近代ジャーナリズム、ジョージ・バーナード・ショウ等に関する記事）も多い。外務省にとつてはその割合が問題であつて、影響力を持つ知識人受けするような質の記事で占められた広報誌を求めていたのである。

b チェコスロヴァキア政変と外務省の不满

英国外務省は、『ブリツキー・マガジン』に対する管轄権が分散していたことに、失敗の原因があると考えた。同誌はチェコスロヴァキア英国協会の名の下に、実際はメラントリヒが発刊していた。メラントリヒは英国側が望むような内容に編集するとは限らず、リエゾン編集者との関係は薄く、編集者から大使館側への情報提供もまばらであつた。次第に、外務省の『ブリツキー・マガジン』に対する関心は薄れていった。

『ブリツキー・マガジン』に変化が訪れたのは、一九四八年二月のチェコスロヴァキア政変である。これ以降、『デイリー・メール』『デイリー・エクスプレス』等が発禁になる等、英国発の情報媒体が制限され始めた。メラントリッチがこれ以降も『ブリツキー・マガジン』を継続発刊するか不透明になり、チェコスロヴァキア英国協会が同誌への支援を継続するのかも不明であつた。また、リプカがチェコスロヴァキア英国協会長から解任されたこと、メラントリヒが国有化されたこと、『ブリツキー・マガジン』編集者が迫害を恐れて国外脱出を画策していたこと等、同誌をめぐる環境が悪化するにつれ、同誌を自主廃刊するよう求める声が高まつた。⁵⁶ 『ブリツキー・マガジン』は、商業ベースでは成功であつたが、外務省の視点からすると、「西側の見解や思想を広めるまじめな機関誌としては失敗」であつた。⁵⁷ しかも、政変によって英国大使館が持つていた、「特に政治的に重要な問題」に関する記事掲載についての「紳士協定」も、その有効性が曖昧になつた。販売部数については、一九四七年中は平

均して約二万千部であり、一九四八年の二月には一六一〇部へと二割減少した。⁵⁸

政変以降、英国外務省は三つの決断を迫られた。第一に、『ブリツキー・マガジン』への関与を停止するか、するとすればどう手を引くか。第二に、手を引いた際にはメラントリヒが反英的な目的のために『ブリツキー・マガジン』を継続発刊しないためにどのような手段をとる必要があるか。第三に、チェコスロヴァキアで『ブリツキー・マガジン』に代替し、英国政府が全面的に監修する新広報誌の創刊を行うか。外務省の支配的見解は、広報誌の企画を放棄して、西側の政治や文化的伝統に愛着を持つチェコスロヴァキア国民を見捨てるのは賢明でないとして、何らかの新広報誌を創刊するというものであった。外務省東欧情報局によれば、『ブリツキー・マガジン』は発行部数が二万部であり、しかも月刊誌であることから社会への影響力が小さく、英国側が主たる編集権限を持っていないために望むような記事掲載を常に確保できるとも限らず、さらにメラントリヒが国有化されたことで共産党の指令に従属せざるを得ないこと等が問題であった。しかし、チェコスロヴァキア国内には依然として大規模な潜在的購読層が存在すると想定されており、よって英国の見解や思想を伝達する媒体となる新広報誌を発刊することが極めて重要であると考えられたのである。⁵⁹

ここでモデルとなっているのは、当時のソ連国内で宣伝プロパガンダ省の機関誌、『文化と生活』⁶⁰による糾弾にも関わらず、依然として五万部の流通が信じられていた『ブリタンスキー・ソユーズニク』である。新しい週刊の広報誌発刊のため、モスクワの同誌編集委員を短期間プラハに駐在させることも提案され、発行部数も四万五千部ほどを見込んでいた。問題は、新広報誌の発刊についてチェコスロヴァキア政府の同意を得ることが困難であると予想されたことであった。しかし、これもソ連国内で広報誌『ブリタンスキー・ソユーズニク』が発刊している事実を説明することや、新広報誌がロンドンでチェコスロヴァキア大使館が発刊していた『セントラル・ヨーロッパ』と同種であると説明することで、理解を得られるとの楽観的な見通しがあった。⁶¹同時に、チェ

コスロヴァキア政府からの同意が得られるまでは『ブリツキー・マガジン』を継続発刊することも合意された。

『ブリツキー・マガジン』の記事内容に関する外務省および大使館の厳しい評価が続いていたことも、新広報誌の創刊に関する期待を高めていた。大使館は、同誌の記事水準と内容に「極めて不満足」であり、「下品」「平凡」「安っぽい」同誌に英国政府の見解を掲載する価値はなく、「ブリツキー」の名を冠した広報誌名と、大使館が関与しているという事実が英国の「威厳」を傷つけるものとの主張すらあった。⁶²例えば、同誌の表紙と内部の二カ所に女性の写真が掲載された号（一九四八年二月）について、外務省側は「嘆かわしく」「下品」であると、記事内容を監督しているはずの英大使館に抗議した。⁶³結局『ブリツキー・マガジン』は、「英国の広報およびプロパガンダの機関誌としては失敗」であり、低水準な記事内容によりチェコスロヴァキア知識人層への影響を与えられていないと評価されたのであった。

ここから明らかになるのは、チェコスロヴァキア政変の有無にかかわらず、そもそも『ブリツキー・マガジン』は英国政府の当初の見込みを達成できなかったということである。その理由は大きく分けて二つある。第一に、『ブリツキー・マガジン』の記事内容の方針を戦略的に定める責任者の不在である。同誌のオーナーが、チェコスロヴァキア英国協会かメラントリヒか不明確で曖昧な「孤児」状態であり、編集者は英国政府よりも直接の雇用主であり発行部数をのばしたいメラントリヒの意向に添う傾向があった。第二に、英国政府はいかなる財政的リスクをも負わないどころか、メラントリヒからロイヤリティを受け取っており、編集内容に関して実際は強い批判を行えない状況にあった。⁶⁴

『ブリツキー・マガジン』は政変直後の三月に、チェコスロヴァキアの新政府から発刊継続を許可された。一方、チェコスロヴァキア英国協会は幹部数名が追放された後、四名の共産党員を入れて再編された。この共産党員の中には、英国政府とメラントリヒ社の密接な繋がりに気がついていないものが多かった。⁶⁵特に外務省の管理権を含め、

COIとの協力関係以上の事実関係については知られていなかった。協会の新メンバーで『ブリツキー・マガジン』に強い関心を持っていた情報省幹部は、新政権に友好的な記事を同誌に掲載することを望んでいたが、COIによるメラントリヒへの記事提供は変更されないことを望んだ。

これ以降、外務省とCOIとの間で、新広報誌創刊のための議論が活発化する。COIも、チェコスロヴァキアにおける最も影響力のある人物を対象にした新広報誌を望んでいた。彼らの多くは共産党員であるか、それに忠誠を誓う人物であるが、多くが二月の政変にもかかわらず英国や西側に対して友好的であり、新政権の上層部ですら、西側との接触を断絶させたくないと考えている兆候があると捉えていた。⁶⁶また、共産主義者ではない大多数の人々、英国的生活様式の理想に敬意を持ち、マサリク親子の教えに敬意を持つ人々に対しても、精神的・知的刺激を与えることを試みる必要性が指摘された。⁶⁷一方、外務省は対象とする読者層について、共産党幹部のような影響力のある層は既に確固たる思想があり、今更影響を与えるのは困難とし、主に「中間層」や教育を受けた労働者階級を想定していた。⁶⁸この時点で国内週刊誌の全てが新政権支持であり、新広報誌の創刊は政府見解に代替する見解を提示する点で非常に希有な存在となることが期待された。チェコスロヴァキア国内は他の欧州諸国に比較して教育を受けた人口割合が高いと見積もられたこと、社会階層の状況がソ連やポーランドより英国に似ている点も、新広報誌への期待を高めていた。大まかな共通認識としては、頁数は『ブリタンスキー・ソユーズニク』と同様一二頁であること、英国的生活に関する関心を維持させ両国民の友好を継続させることを目的とすること、伝統的英国（英国の法律、制度、スポーツ、文化等）と近代的英国（福祉、産業、教育、社会民主主義）の双方を描写すること、そのため記事は慎重に執筆され、記事や特集は巧妙に選別され、高い水準を維持すること等であった。⁶⁹具体的に検討されたのは、政治家演説等のニュース記事、BBCの番組内容、第二次世界大戦における英国の貢献、シヨートストローリー（望ましくは未だ翻訳されていない英文学の連載）等の他に、ファッション・音楽・芸術・映画に関する

記事等であつた。⁷⁰

五月末になると、チェコスロヴァキア政府は英国政府が同様の広報誌をソ連で発刊している以上、新広報誌の発刊も問題ないとして創刊を許可し、印刷施設と輪転機の使用も約束した。⁷¹ チェコスロヴァキア英国協会は、新広報誌の創刊が近いという認識の下、『ブリツキー・マガジン』を第七号で廃刊させることを希望していたが、大使館側は新広報誌の創刊がまだ未確定であることから、同誌の継続発刊を希望した。⁷²

『ビッグ・ベン』や『ロンドン・クロニクル』『ブリツキー・タイデン』等、様々なタイトルが検討された新広報誌であつたが、九月になると事態は急転した。新広報誌の創刊申請を、チェコスロヴァキア外務省が却下したのである。⁷³ これにより、大使館は新広報誌の創刊を諦める方針であつたが、外務省は週刊誌の影響力に鑑みて、再度チェコスロヴァキア政府を説得する必要を訴えた。その後外務省は、チェコスロヴァキア政府の新広報誌創刊に対する申請却下が、両国間の文化協約の精神に違反していると主張した。⁷⁴ しかし、チェコスロヴァキア政府は『ブリツキー・マガジン』が既に存在していることや、状況を変更する特別の理由がないとして、やはり申請を却下した。同時期、『アメリカ』をソ連で発刊する米国政府も、チェコスロヴァキアにおいて『アメリカ』を創刊する申請が却下されていた。

c 『ブリツキー・マガジン』の廃刊

新広報誌の創刊見通しが立たなくなつたことで、『ブリツキー・マガジン』の継続か廃刊か、決定を下す必要性が高まつた。大使館は、新広報誌が許可されないのであれば『ブリツキー・マガジン』を当分は継続させるべきだとの見解であつた。しかし、新政権の誕生に伴い政変前に存在した「紳士協定」が事実上破棄された以上、掲載記事の内容についての英国側の管理権も失われたことで、『ブリツキー・マガジン』に反英的なメッセージが込めら

れた記事が掲載される可能性を否定できないこと等が、懸念された。⁷⁵

だが、実際のな問題として、用紙供給不足という問題も生じていた。一九四八年七月よりチェコスロヴァキア政府は、主要な共産党系の新聞以外への用紙割当を制限しており、『ブリツキー・マガジン』に対しても用紙割り当てが制限されることが通告された。用紙割当について英国政府は異議申し立てできなかったが、チェコスロヴァキア英国協会とメラントリヒの双方を説得し、第七号は何とか一万五千部が発刊された。⁷⁶しかし、第八号は用紙不足に鑑みて、九月以降に発刊を延期することになる等の支障も出た。英国側は、少なくとも一万五千部の発刊が収支上必要と考えていたが、一〇月にはチェコスロヴァキア情報省が『ブリツキー・マガジン』の用紙供給が九千部程度になると通告した。⁷⁷さらに同時期、好調な販売実績報告を続けてきたメラントリヒから、実際には『ブリツキー・マガジン』の販売実績が好ましくなく、このままの損失が続けば廃刊せざるを得ない旨が伝えられた。その後メラントリヒからの詳しい販売実績報告を受けた英国政府は、同誌を廃刊に追い込む口実として、メラントリヒが実績をねつ造したものと判断した。しかし、『ブリツキー・マガジン』が発刊事業体としてメラントリヒに依存する以上、また財政的なリスクを英国政府が負っていないことにも鑑みて、それ以上の追及はなかった。⁷⁸

一九四八年一〇月、外務省は以下の暫定的な結論を下した。『ブリツキー・マガジン』は月刊誌であり、英国政府の重要声明を即座に掲載することはできない。同誌に責任を持つのは英国政府でなく、内容はチェコスロヴァキア情報省が監督している可能性があり、当初から同誌の記事内容は満足できる水準になかった。よって、『ブリツキー・マガジン』を継続して発刊することに価値はない。しかし即座には廃刊すべきでない。一万五千部の発刊用紙が供給されるならば、一二月まで発刊を継続し、それ以降に再び情勢を判断する。⁷⁹情報省の介入の兆候が見られれば記事提供を停止して廃刊する。⁸⁰一万五千部の発行用紙供給を望んだ外務省に対して、チェコスロヴァキア政府からは、その後九千部の用紙供給が許可されただけであった。

一月、チェコスロヴァキア英国協会の編集理事会は、王女とデューク公の写真等を「封建的すぎる」として掲載に反対した。チャールズ皇太子の誕生についても強い反対が予想された。これを受け、『ブリツキー・マガジン』の廃刊時期が近づいているとの認識が各方面より表明された。「我々が掲載を許されているのは、その価値をなくすようなあまりにつまらないもの」ばかりであり、「明確な党の方針に沿う記事を掲載するよう求められる」ような広報誌に意味はないと多くが判断したのである。⁸¹

最終的に一九四九年二月、英国政府はチェコスロヴァキア英国協会とメラントリヒに書簡を送り、『ブリツキー・マガジン』への記事提供の停止を通告した。⁸²ここに、『ブリツキー・マガジン』はついに廃刊した。

(2) ポーランドの『グロス・アングリー』

a 『グロス・アングリー』の創刊

英国の生活様式を伝える重要な媒体として、チェコスロヴァキアに『ブリツキー・マガジン』が誕生する半年ほど前の一九四六年一月、ポーランドで政府広報誌『グロス・アングリー (Głos Anglii: Voice of England)』が創刊された。これは、ベヴィン外相自身の強い意向によるものであり、モスクワの『ブリタンスキー・ソユーズニク』の成功に刺激され、同様の広報誌をポーランドでも創刊したのである。⁸³その目的は、「英国の政策、大英帝国内の出来事、他の英国臣民が関係する国際問題、特に社会・経済の両面における現在の英国内の発達の様子をポーランド人に周知すること」や、「英国的な民主主義が日常でどう機能しているか伝え、英国の工業・商業・農業・科学が圧倒的な速度で回復しつつあるという事実を明らかにし、戦時の拘束からの回復により今や英国が欧州のみならず世界中の至る所で安定と復興を支える指導的な役割を果たしている姿を伝えること」とされた。⁸⁴『ブリツキー・マガジン』との相違は、毎巻八頁で週刊紙として発行すること、当初の発行部数は二万五千部（その後増加し、五

万部までの発行が認められた)で、編集記事についての最高責任者は駐ポーランド英大使であること等であった。しかし、同誌はワルシャワではなくクラクフで編集・発刊された。これは、当時ワルシャワでは必要な住居および印刷施設が不足していたためであった。流通は、共産党に近い最大手の出版機関チテルニク (Czytelnik) を通して行われた。

創刊号には、強い「文化的紐帯と友好関係」を過去に打ち立てた両国間の「良き理解を継続させ、さらに促す」ことを求めるベヴィンのメッセージが掲載されたほか、文化的・政治的紐帯を求める「全てのポーランド人の切なる願い」を訴えるポーランド首相オスプカIIモラフスキ (Edward Osóbka-Morawski) の歓迎メッセージが掲載された。⁸⁵『マンチェスター・ガーディアン』も「西側の民主主義を表象する初の新聞」であり、ポーランド国内紙が提供しない、国民の渴望する英国・西側の情報を提供するだろうと評価した。『グロス・アングリー』に対する購読者の反応も、好意的なものであった。⁸⁶しかし、『ブリタンスキー・ソユーズニク』や『プリツキー・マガジン』と異なっているのは、『グロス・アングリー』には当局の検閲が課せられたことであった。とはいっても、上記の首相メッセージや創刊号が検閲による修正を伴わず発刊されたことに示されるように、ポーランド政府も発刊を歓迎していた。

販売部数は、創刊からすぐに大きく増減した。戦中のBBCの影響で英国への関心が高かったこともあり、創刊当初は発行部数が完売であった。しかし、その後一九四六年末から一九四七年にかけて、ポーランド国内の輸送システムの障害により出荷作業に障害が生じたり、用紙不足が解消しなかったことが、発行部数を減少させた。⁸⁷だが、一九四七年四月になっても、発行された三万六千部のうちの一万二千部が返却され、七月には二万三千部のうち一万五千部が売ただけであったことは、単なる輸送システム障害や用紙不足だけが問題でなかったことを示している。大使館は状況を確認すべく、各地を訪問して状況を調査した。各地からは、同誌の重量、記事内容が古いか購

読者層の興味に合致していないこと等が指摘された。⁸⁸だが、一九四八年になると、『グロス・アングリー』販売部数は概ね二万部から二万五千部で安定した。大使館側が週末の人々の移動を考慮して発行時期を変えたこと等が、販売不振からの回復に結びついていた。

当時の『グロス・アングリー』からは、英国紙の論評紹介や英国外の情勢（駐ポロランド英大使の赴任、国連とパレスチナ、南米の領土対立）、英国内の社会情勢（英国の国家予算、労働党大会、ロンドンの行政、英国における洪水等）、英国の科学・文化（光学における最新の成果、ナイロン工場、悪性貧血の新しい治療法、農業のメカニズム、英国と米国におけるコンバインの使用、超音波による欠陥製品の発見、安全で快適な船舶、BCの奨学金、シェイクスピアの誕生日、ジェレミー・ベンサム、英国映画の五〇年、映画ニュース、ハレ・オーケストラやエジンバラ音楽祭の写真、乞食オペラの歴史、英国絵画の復興、チェス・コーナー等）に関する記事が確認できる。英国的生活様式の素晴らしさを提示することが、主要な編集方針であった。

このうち、技術・医学・科学・産業・経済的な領域に関する記事は増加傾向にあった。購読者からの手紙によれば、当該分野の記事は読者の興味をかき立てており、ポロランド国内の専門誌からも転載の要請があるほどであった。他にも重視されたのは、英国経済が破綻しており何ら新しい発明・思想が生まれまいだろうとの言説に対抗するために、「ヨーロッパ復興計画」への貢献を記事にして掲載することや、英国が「植民地における地元の労働者を搾取しており、彼らの福祉に全く関心を払わない」といった言説に対抗するために、英国とコモンウェルスとの政治、経済、文化的な結びつきの強さを示す記事の掲載等であった。⁸⁹よって、記事には英国や西側の経済復興（鉄鋼生産の上昇、雇用率、労働組合会議、アールズコートのもーターショー、マーシャル・プラン）やコモンウェルス諸国や植民地の発展（ロンドン植民地博覧会、ナイジェリアにおける米生産性の工場）等に関する記事も多く確認できる。⁹⁰

また、直接政治問題を扱う記事も少なくない。例えば、ベルリンの地方選挙の解説記事、ドイツ憲法、下院での徴兵制に関する質疑を報告する記事等を確認することができる。その他、『グロス・アングリー』は論説スペースを持っており、国連におけるベルリン問題に関する討議、下院での外交問題に関する協議の様子が言及されたり、スターリン宛のチャーチル書簡について紹介されたりしている。また、ドイツ問題についても、ルール地方の管理問題や欧州復興におけるドイツの重要性について、さらにはドイツ再軍備問題にまで言及がなされており、ベヴィンの発言が紹介された。⁹¹

b 『グロス・アングリー』への検閲強化

販売部数は順調に回復した『グロス・アングリー』であったが、同誌が違法な地下新聞と体裁が類似していると指摘や、同誌の出版に携わるポーランド人スタッフの逮捕が示唆される等、ポーランド検閲当局による批判キャンペーンがやがて始まった。

検閲との戦いこそ、『グロス・アングリー』が最も苦悩した領域であった。早くも一九四七年七月には、掲載予定のビドー (Georges-Augustin Bidault) 仏外相とモロトフ (Vyacheslav M. Molotov) ソ連外相によるパリ外相理事会での声明について、検閲当局から削除するよう求められていた。英国側は、両声明は公的なもので、国際情勢に対する公正な視点を提供するためとして掲載許可を求めたが、検閲当局は英国外相以外の声明を掲載するのは認められないとした。⁹² 検閲による政治分野の記事の規制はその後、毎巻のように続いた。英国首相や閣僚の演説については掲載許可がおりず、あるいは東西問題について言及する部分を削除することを条件に掲載許可がおりた。国連等が開く国際会議についても、掲載不可があるいは大部分を削除して掲載が許可されるだけであった。検閲当局はさらに、ポーランドやソ連および他の東欧諸国の国内問題に関する全ての記事の掲載を禁止した。

一九四八年に入ってから検閲の強化は続き、東西関係が悪化するにつれて掲載不可となる記事の範囲は増大した。閣僚演説についての取り扱いが厳格化し、西部ドイツに関する記事や、コモンウェルス首脳会議に関する記事は、検閲の結果削除された。⁹³ ベルリン封鎖に関するベヴィン外相演説が検閲のため掲載できなかつたこと等は、下院でも取り上げられた。⁹⁴ ポーランド政府との間に大きな見解の相違のある問題を扱う記事も掲載できず、英国あるいは英ポーランド関係に直接関係する記事以外は掲載が困難になつた。英国・西側世界における軍事機構や経済組織の整備、英国における教会と国家の関係、英国の戦艦や戦闘機等の写真も掲載が禁止された。⁹⁵ 検閲当局は特定記事が掲載不許可である理由を殆ど伝えず、時折伝えるとしても「一貫性がなく非論理的」であつたため、『グロス・アングリー』の将来の編集方針を決定することも困難であつた。⁹⁶ 予想外の検閲による同誌の発刊時期の遅れが、発刊コストを増した。⁹⁷ 一九四八年中に掲載不許可となつた具体的な記事には、ルーマニア・ポーランドに対する英国政府書簡(第三八号)、国連におけるベヴィン演説(第四一卷)、ベルリン問題に関してヴィシンスキー(Andrey Vyshinsky)を批判するベヴィンの主張(第四二巻)、英国海軍の演習(第四三巻)、大西洋同盟(第四七巻)、強力な西欧構築の必要性(第五一卷)等が含まれる。⁹⁸ こうした検閲の強化の結果、『グロス・アングリー』には政治情勢とは直接関係のない記事で殆どが占められるようになった。

ベヴィンは駐ポーランド英大使ガイナーに対し、検閲問題についてポーランド外務省と討議して書面で合意を得るよう指示した。しかし、ポーランド側の回答は、検閲の権利は誰も制限できず、『グロス・アングリー』はポーランド国内法に従うべきとするものであつた。⁹⁹ その根拠は、一九四六年の検閲令であつた。検閲令には、当局の任務として新聞等の出版物を「監督」し、その流通を管理することが規定されていた。特に第二条によって、「ポーランド政府を攻撃する試み」「国家機密の漏洩」「ポーランド政府が持つ国際関係の悪化」「法や公共倫理の悪化」「事実と反する記事出版による世論操作」を招く記事が検閲対象となつた。特に第三点目に関しては、ソ連政府が

らの攻撃的な反応を引き起こさないためにポーランド政府が必要とするものであった。ポーランド政府が英国内で発行する広報誌に対して英国側の検閲はなく、よって『グロス・アングリー』が一方的に検閲の被害を被っているとの批判には、ポーランド政府広報誌も英国内の法規則を遵守していると反論された。¹⁰⁰

また、編集部に勤務するポーランド人スタッフが公安警察 (Urząd Bezpieczeństwa) の取り調べを受けたことで、編集部員が辞職するといった困難もあった。¹⁰¹ 彼らの中には六度にわたり尋問を受けた者も含まれ、尋問で公安警察は、『グロス・アングリー』の政治的意図をくり返し糾弾していた。ポーランド人スタッフが尋問されていることが他のスタッフに知れた朝、彼らは「パニック」となり、英国編集部側も自らが深刻な状況に直面しているのではないかと考え始めたという。

このようなポーランド政府による各種の妨害にも関わらず、『グロス・アングリー』の販売部数は二万五千部程度で安定して推移した。また、当局による流通規制のような措置は見られず、街頭での購入も可能であった。しかし、定期購読層の数は半分に落ちた。郵送で同誌を受け取る購読者が、当局への発覚を恐れ始めたためであった。流通を委託したチテルニクとの関係は悪化していなかったが、同誌の目的に理解のあった担当スタッフが逮捕されるといった事態もあり、将来的な見通しは不透明であった。

検閲の存在は、検閲前から対象者をして自己規制させた。『グロス・アングリー』に関しても、編集部ではいくつかの記事が自己規制の結果、掲載されなかった。例えば、英国に存在するポーランドからの政治難民を扱う記事等は政治性が高く掲載可能性が低い記事であったが、ただでさえスタッフの辞任で困惑する編集部が、検閲官を刺激してさらに問題を深刻化させることを嫌って自己規制した。¹⁰² 「トラクターと五穀の女神」と題する記事についても、記事掲載によって英国政府がホルホーズを支持していると見なされかねないとして却下された。¹⁰³

一九四九年以降、『グロス・アングリー』の販売不振は「急速な危機」に陥った。チテルニクからの同誌注文は

表向きには一万五千部へと減少した。しかし、大使館には同誌の小売店や購読者から提供部数の不足についてクレームが寄せられていたため、「我々の広報誌を妨害する何者かの固い決意」を大使館は感じており、チテルニクによる意図的な政策が販売部数を減少させているとの危機感が高まった。¹⁰⁴ これ以上の販売不振を放置すれば、購読者を再び取り戻すのが不可能になるとの認識から、広報誌流通を自ら行うことが検討され、大使館はチテルニクを通さず別の代替流通手段を模索し、大規模新聞販売所に接触した。チテルニクを通さないで流通販売したカトリック系週刊誌が二五部から五万部にまで販売部数を拡大したとの情報もあった。それは当局からの反発を招くかもしれない。「様々な形のテロリズムも生じる危険性がある」が、代替手段を模索しなければその結果は明らかで、「ただ流通部数が消滅するのを何らの助けもなしに見ているだけ」となる。「決定的な行動」を起こす必要があるとする主張が支配的であった。¹⁰⁵

一九四九年六月までに、大使館は販売部数の回復を図るべく、チテルニクを通さず自ら開拓した小規模の流通業者を通じて、『グロス・アングリー』の送付を始めた。その数は二千部ではあったが、チテルニクによる流通規制によって生じた減少分の一部を回復させつつあった。しかし、チテルニクは編集部に対し、同誌流通に関して独占的権利を保持できないならば今後一切の流通に関与しないこと、さらに大使館が開拓した流通業者のリストを渡すよう求めた。チテルニクとの折衝が繰り返されたが、大使館が小売店に直接広報誌を卸しているのは契約違反であること等が指摘され、リストが渡らなければ次号の流通を完全に停止すると伝えられたことにより、編集部は結局チテルニク側の主張を受け入れた。¹⁰⁶ チテルニクは同誌流通の独占権を手に入れ、望む時にいつでも流通を停止する権力を持つことになった。同誌の記事がたとえ検閲を通っても、今度はチテルニクに気に入らない記事があれば、流通が抑制される可能性が高まったことで、『グロス・アングリー』の障害はさらに増した。

c 『グロス・アングリ』の廃刊

当時の『グロス・アングリ』を取り巻く環境の悪化、特定の記事掲載に対する制限にもかかわらず、同誌は英国に関連する情報がポーランド語で読める唯一の媒体であった。闇市での販売は市価の四倍になると見積もられ、ポーランド政府からの攻撃も逆に同誌の価値を示していると捉えられた。政府声明等の掲載が不可能なことには不満があるが、政府声明はBBCを通して繰り返し流されており、「グロス・アングリ」によって提示される社会的、産業的、技術的、文化的発展の描写は、BBC放送の殆ど排他的に政治的な内容を補充している」という関係があった。¹⁰⁷

上述したように、閣僚演説や政府声明、国際問題に関する記事（特に東西関係を扱う記事）、英国および西側の復興といった分野の記事は厳しく検閲を受け、よって「マーシャル・プランや西洋同盟、大西洋協定、ヨーロッパ審議会といった、西側が徒党を組んでいると解釈されるような記事については問題外」であったが、一九四九年三月以降は検閲範囲がさらに拡大した。¹⁰⁸新たに鉄鋼生産や失業率の低下といった問題についても検閲対象となったほか、ポーランド国内紙は英国を「失業、栄養失調、不健康、悪い住宅環境、戦争好きで全体的に腐敗した、アメリカの第二級の衛星国家」と表象したので、それと矛盾する記事も掲載が困難になった。¹⁰⁹例えば、英国の石炭と鉄鋼生産に関する記事（第三〇巻）、議会民主主義の機能に関する記事（第三三巻）が理由説明なしに掲載不可となった。¹¹⁰

それでも、ロンドンの外務省には、『グロス・アングリ』は「いまなお『冷戦』における武器である」との思があった。¹¹¹同誌はポーランド国民に対して英国内の実情に関する「正しい」情報を提供しており、やがて暗黙のうち、ポーランド政府のプロバガンダが「誤った英国イメージ」をつくりあげていることを国民が理解し、政府への嫌悪感を刺激することが期待されていた。しかし、検閲その他の規制によって、冷戦政策に同誌を活用する一

定の「直接的な利益」が減じられたと感じる外務省は、ワルシャワのガイナ―英大使に自主廃刊か非政治的な内容に記事を限定した発刊の維持か、選択するよう意見を求めた。たとえ発刊維持を決定しても、ポーランド政府は検閲に関して態度を軟化させるであろうか。もしそうであれば、論争的な記事を掲載せず得られる同誌の「間接的な利益」は、その発刊コストを上回る利益を見込めるだろうか。こうした問いにガイナ―大使は、非論争的な記事のみを掲載するだけでも『グロス・アングリー』の価値は大きく、西側とポーランド国民との間を繋ぎ、ポーランド国民の喉元にまで迫っているソ連文化に対抗するのに有用で、ポーランド国内紙のプロパガンダへの対抗ともなると、継続発刊に積極的であった。¹¹³ 外務省でも、東欧情報局は「ポーランド人に、英国およびコモソウエルの生活に関する、多くの良い側面を明確で継続的に描写することで、間接的な政治的利益をもたらず」と発刊継続に好意的であった。また、「自由で秩序だった民主主義国としての英国を忠実に提示することは、英国の状況についてポーランドのプロパガンダが述べている全ての明確な否定であり、その意味でポーランド人の心象に確実に直接的なインパクトを与える」こと、ポーランド国民を政府によるプロパガンダの「過剰摂取」から解放することも期待された。¹¹⁴ これをうけ外務省では、非論争的な記事を掲載することで、『グロス・アングリー』の発刊維持を図ることが確認された。¹¹⁵

その結果、一九四九年の夏以降、外務省は「ニュー・ルック」政策として、購読者増加に向けて記事内容を「一新」した。新しく対象とされたのは、知識人というよりは豊かな「中間層」の人々であり、その他若年層も重視された。¹¹⁶ 「失われた購読者のみならず、新規の購読者にとっても、グロス・アングリーを購入することが『安全』であると感じ」させるため、検閲当局に論争的であると判断される記事は掲載が回避された。しかし、何が「論争的」であるかは依然として判断が難しく、実際に検閲の実態は、ポーランドに言及しているとの理由（ポーランド国内問題への干渉）によっても、ポーランドに言及していないとの理由（英ポーランド関係に直接の関係を持たない事

項)によつても、掲載不可とされるほどに「先の読めない」状態があつた。¹¹⁷ 検閲を意識しすぎて「安全」策をとれば退屈で浅い記事になつた。

それでも、検閲を意識した新しい編集方針によつて、チテルニクの『グロス・アングリー』に対する反応は好転した。チテルニクの同誌担当者は、「東西関係を扱う『挑発的で論争的なニュース』が消えた」ことを歓迎し、同誌の継続発刊を嬉しく思うこと、用紙不足の際はいかなる質のものであれ即座に提供できること、同誌の購入が困難である旨を訴える購読者がいれば即座に対応する等の、それまでになかつた反応を見せた。また、戦後復興期の混乱により、『グロス・アングリー』のみならず全ての雑誌が流通過程で影響を受けたが輸送状況も改善しつつあり、将来は同誌の販売部数も増加するだろうと述べられた。記事については、スポーツやファッションに関するものが最も人気があり、その他にも英語レッスンや医学に人気が集まっていると指摘された。¹¹⁸ 状況改善により、英国政府は最低でも三万五千部までは販売部数を回復することが可能だと見積もつていた。

しかし、ポーランド当局との「デタント」は束の間であつた。『グロス・アングリー』には英国外務省により発刊されている旨が毎巻記されていたが、ポーランド政府はベヴィン外相に対し、同誌と大使館との関係を認めない旨を通告したのである。政府広報誌としての地位を失えば、例えば編集スタッフに与えられていた外交特権が認められなくなり、同誌が厳しい地方条例に服す必要と納税の義務が生じることになつた。ポーランド人スタッフに対しても、社会保障費を支払う義務が生じることになつた。¹¹⁹ さらに深刻なことに、いまや外交特権を失つた英国人の編集スタッフを捏造された容疑で脅迫することも可能となつた。ポーランド政府は、『グロス・アングリー』を政府広報誌として扱わず、差別的課税を図つたり特別の立法措置をとること、外交レベルでの問題に発展させることなく同誌を廃刊に追い込むことが可能となつたのである。¹²⁰

これを受け、大使館は同誌の政府広報誌としての位置づけを確認し、編集者が英大使館のスタッフであり外交特

権が供与されるべき旨の抗議文を、ポーランド外務省に送付した。¹²¹しかし、結局編集スタッフに外交特権は認められなかった。やがてポーランド政府は、『グロス・アングリー』が政府広報誌でない以上、英国当局はジャーナリズム活動を慎まなければならぬと牽制した。¹²²加えて九月には、一九五〇年一月以降、出版物の流通に関する新しい政府機関が創設され、十万部以下の新聞や定期刊行物は合併するか廃刊する必要があるとチテルニクが英大使館に通告した。¹²³

現地雇用スタッフに対する脅迫、英国人編集スタッフへの外交査証の発給拒否、政府広報誌としての特権の剥奪は、『グロス・アングリー』の継続発刊を極めて困難にした。夏以降の「ニュー・ルック」政策が新たな方法で妨害を受けたことで、外務省では一月八日、情報政策に関する予算削減も考慮して同誌の廃刊が提案された。¹²⁴外務政務次官メイヒューも、検閲の存在により英国政府の見解が正確に伝えられない以上は廃刊すべきと述べたが、ベヴィンは廃刊に反対で、ガイナー大使自身も自主的な廃刊よりはポーランド政府に発禁処分を受けた方が良いとの考えであった。¹²⁵しかし最終的には、外交特権の廃止や経済的負担を見直す必要性等を考慮して、一九四九年末をもって廃刊が決定された。¹²⁶

廃刊の発表後、大使館には多くの手紙が届いた。「我々は悲しいニュースを知り、深い悲しみに落とされました。あなた方の出版物は、我々にとって西側の大使館でありました。我々が時折、質問や要望において頑迷であったことは理解しております。しかしそれは、我々が西側との接触を維持したいとの願望を反映したもののものです。あなた方の情報は高度なものでありました。我々は、あなた方の政治、社会文化を強く賞賛します」「我々は、グロス・アングリーの廃刊という悲しい知らせにショックを受けました。あなた方は、我々の西側との最後の繋がりでした」「あなた方の科学、医学等における偉業を読んで、『いつも英国がそこにあり、彼らは全ての困難を克服してくれらる。そんな国があるなんて、人類にとって何たる祝福なのだろう』と感じておりました」¹²⁷購読者から編集部が届

けられた手紙は、ポーランド国民が『グロス・アングリー』に求めていたものの一端を示していた。

冷戦において、「非論争的」な記事は、英国・西側の豊かな生活を表象することで、極めて政治的なものとなっていた。だからこそ、広報誌は東欧の共産主義政府にとって危険であり、廃刊に追い込まれたのであった。

四 B B C 東欧放送

(1) B B C 東欧放送の実態

これまで明らかにしてきたように、東欧におけるB Cの文化交流事業は現地政府の同意の下に行う必要性を抱え、政府広報誌(『ブリツキー・マガジン』および『グロス・アングリー』)も英大使館に完全な編集権が欠けていたり検閲当局との対立を抱えるといった制約下に発刊せざるを得なかった。これと比較して、B B Cが東欧向けに行った放送は、そうした構造的制約から相対的に自由であった。相対的というのは、後に妨害電波との戦いを抱えるためであるが、一九五〇年代初頭までは比較的自由な放送が可能な時期であった。国際放送の強みを活かし、西側の中継局から「鉄のカーテン」を容易に超えて行われるB B C東欧放送は、政治色の強いものでもあった。

東欧向けのB B C放送は一般に、早朝・昼・夕刻・深夜の四回にかけて、一度に一五分および三〇分の放送を行った。放送内容は、主にニュース報道や長めの政治論評から構成された。扱う分野としては政治的問題が殆どであり、これに経済・産業・技術的分野に関する内容が時折含まれることはあったが、放送時間の制約やB Cの文化交流事業の存在を理由に、文化的分野に関する内容は非常に少なかった。また、朝の放送では『タイムズ』『デイリー・ヘラルド』『マンチェスター・ガーディアン』等の日刊紙の論評を伝え、日曜日には『ニュー・ステイツマン』『エコノミスト』等の論評を伝える等、英国紙の紹介も重視された。東欧諸国に赴任する英大使に対して行われた調査

では、ニュース報道や政治論評を行うに際しては、「直接的で強力」に行われるべきという点で合意があった。¹²⁸ 彼らの間には、BBC放送の時間枠の拡大により政治的な報道をさらに強く行うことで、英国政府の見解を明確に伝えることが必要との共通理解もあった。ロンドンの外務省も、BBCの目的は「鉄のカーテン」の内外で生じるニュースや東西問題について「真実で均衡のとれた見解」を伝えることであり、プロパガンダによって「歪曲」された情報を「正す」ことであると認識していた。¹²⁹

BBCに対する大きな期待から、英国政府はBBCに様々な便宜を図った。最も重要な事例として、BBCの求めにより外務省や英大使館は、現地情報を伝える電報(ASIDE電報)を提供した。電報には、現地の国内紙が伝えなかつた情報や、現地政府が行つた報道に関して英国政府の観点から修正すべき情報等が示されており、BBCはそれを情報源として放送に用いることができた。チェコスロヴァキア、ポーランド、ハンガリーに関してはこれが特に良く機能した。大使館は駐在する国家全域で放送されるラジオ放送の内容を調査しており、この報告書もBBCに提供された。その他にも、東欧諸国で生じた事件や現地政府のプロパガンダ政策を説明する大使館作成の報告書・覚書・書簡のコピーおよび概要や、外務省内のプロパガンダ機関である情報調査局(Information Research Department; 以下IRDと略記)作成の報告書が提供された。関係する外務省内組織との定期会議も設けられた。大使館は、BBCの放送内容や聴取者の反応等について、コメントの提供や批判も行った。BBCと外務省との間には、相互依存関係があつたのである。¹³⁰

ベルリン封鎖のあつた一九四八年には、BBC東欧放送が特に重要な機能を果たした。¹³¹ 東欧諸国の国内紙が問題の責任を西側によるポツダム協定違反にあるとし、ソ連側の平和的姿勢を強調するのに対し、BBCは西側政府の見解を伝える重要な媒体となつたからである。¹³² その結果、BBCは「今のところ、『衛星』諸国において我々が持つ最も重要なプロパガンダの武器である」との評価を得た。¹³³ このBBCの影響が特に期待されたのが、チェコスロ

ヴァキアやポーランドであった。

チェコスロヴァキアでは、全国で登録された百九〇万のラジオ受信機保有者のうち、三〇から四〇%がBBCを常時聴取していると見積もられた。¹³⁴チェコスロヴァキアからの亡命者への聴取では、国民は「事実、ニュース、背景情報」を最も強く望んでいることが判明していた。¹³⁵一方、国際的に重要な問題とはいえ、中国やパレスチナに関するニュースに時間を費やすのではなく、聴取者の生活に直接的な影響を与えるような国内問題や大國間関係に時間を費やす必要性も、聴取者の反応等から明らかとなっていた。音楽についてはBBCで放送することに「全く価値がない」との指摘もなされた。聴取者は「中間層」や知識人が多いと想定されたが、加えて政府関係者の多く、特にベネシユ大統領もBBCの聴取者であると断定された。チェコスロヴァキア国内紙がこぞってBBC批判をする状況からも、広範な聴取者の存在とBBCの影響力が確信されていた。¹³⁶

さて、政変後のBBCチェコ語放送の内容を確認すれば、四月二〇日の放送ではイタリア総選挙での共産党敗北、マーシャル・プランの効果とその総額、ハレ・オーケストラに次ぐブラハ音楽祭の出席辞退者、英国の堅調な海外貿易についてのニュース報道がなされている。二二日の放送では、イタリア総選挙に関する英国およびソ連紙の論評や、「ヒトラーから解放された直後、チェコスロヴァキアはモスクワに扇動された売国奴によって抑えつけられた」とのチャーチル発言が報道された後、コモンウェルスの「自由さ」¹³⁷が紹介された。他の日には、チェコスロヴァキア経済にとって大きな可能性を開くマーシャル・プランへの不参加が政治論評で批判されている。チェコスロヴァキア国民の関心が非常に高いと思われたドイツ問題に関しても、ソ連側の見解へ対抗すべく繰り返し取り上げられた。¹³⁸

一方ポーランドでは、第二次世界大戦中からBBCが多くの聴取者を惹き付けていたものの、戦後直後にポーランド国民が共産主義への批判を望んでいた折にBBCが「慎重な抑制」を図った結果、聴取者数を減じてしまった

との反省があった。彼らの多くはVOA (Voice of America) へ移ったとされたが、教育を受けた人々は依然としてBBCに「忠実」であり、VOAよりもBBCを信頼する傾向にあると信じられた。正確な数は不明なもの、外国放送を受信できる受信機は五〇万セットあると見積もられており、都市部はもちろん郊外の農村部でも受信機の周りに隣人が集結してBBCを聴取することが日常的であると報告された。

BBC東欧放送は、共産主義政府に対抗する社会勢力としての教会に関する報道にも力を傾注していたが、BBCポーランド語放送については、カトリック教会に関して言及を慎重に避けていた。当時ポーランドでは、カトリック教会が親ドイツ的であるとすると批判や、産業国有化に反対したり唯物主義を批判する教会が政府に危険視されていた。カトリック系新聞には、ポーランドにおけるBBCの功績をたたえつつも、BBCにカトリック教会への言及を避けるよう要請する記事が掲載された。ポーランド政府がカトリック教会を西側の工作機関として批判する口実となるようなBBC報道を、英国政府も避けるようBBCに求めたためである。¹³⁹

一九四八年にBBCポーランド語放送が時間を費やした報道内容の一例として、かつてロンドン亡命政府の首相で戦後ポーランドに帰国後に入閣したミコワイチク (Stanislaw Mikolajczyk) が、一九四七年の総選挙で敗北した後亡命した事件を挙げる事ができる。亡命の様子はBBCで「ドラマチックに」放送され、彼に続く亡命者に影響を与えたと考えられている。彼の亡命は一九四七年一〇月のことであったが、それから数カ月を経ても政治的影響力がそれほど大きくなかったミコワイチクの亡命を取り上げ続けることは、彼を「抵抗の象徴」として聴取者の前に映し出し、「共産主義の悪」を晒しだすという役割を持っており、外務省のIRDが推奨したものであった。ポーランド外務省報道情報局長はBBC報道への報復として、BBCの活動制限を行うことを示唆することもあった。しかし外務省は応じなかった。報復を恐れてBBC放送の内容を制限することは、「グロス・アングリー」やBCと異なって政府から「抑圧されない」というBBCの大きな利点を犠牲にすることになるからであった。¹⁴¹

この事件の報道以外にも、BBCポーランド語放送に対してポーランド政府が批判的であったことは言うまでもない。ポーランド国内問題に関する報道に対しては、政府やポーランド国内紙が内政干渉であるとして抗議し、国際問題に関する報道に対しても、ポーランド国内紙が報道する内容と異なるBBC報道に政府は非常に敏感であった。BBCより攻撃的だと思われたVOAの放送等に対して、ラジオ電波送信施設を使用させていることへの批判も強かった。¹⁴² 外務省北方局長は、これらの批判にも関わらずBBC放送を続けることの意味として、二点を挙げてゐる。第一に、「鉄のカーテン」および共産主義政権の情報統制を克服し、国際問題に関する事実をポーランド国民に伝え、偏見のない判断を行わせること。第二に、政府が日常的に宣伝するほどには共産主義が素晴らしいものでないことを理解させ、かつての「古き良き時代」が必ず戻ってくることを期待させて、共産主義のイデオロギー的影響に抵抗するようポーランド国民を促すこと。¹⁴³

(2) BBCに対する英国政府の不満

英国政府とBBCの密接な協力関係にもかかわらず、時に外務省高官はBBCとの見解の相違に「かなり苛立たしい思い」を感じていた。¹⁴⁴ 特に東欧地域の情報政策を管轄する東欧情報局のBBC評価は、極めて厳しいものであった。BBCが「客観的」な報道に固執してニュース報道だけを行うことで、英国政府の「主観的」見解については報道されず、結果的に聴取者に英国政府が何を求めているのかが伝わらない場合が多いとの強い不満があったためであった。例えば、ある事実だけを伝えて背景説明を提供せず、ソ連側の見解を明確に伝えながら英国側の見解については曖昧に言及されるだけとの指摘は多かった。

こうした批判を念頭に、東欧諸国におけるBBCの報道内容についてベヴィン外相は、駐在する英大使に向けて調査を指示するとともに改善点を示すよう要請した。¹⁴⁵ すぐに駐ハンガリー大使からは、ニュース報道を行いながら

誤った情報を修正するようなコメントをBBCが付加しないこととで、ニュース報道の「客観性」が逆に失われているとの指摘があった。ガトウイック空港での事故のニュースの際、ソ連政府の見解のみを伝え、英国側の見解やコメントが付されなかったことや、英国紙の論説を紹介する際に反共的な内容が排除されていたこと等が、具体的に訴えられている。駐ルーマニア大使、駐ブルガリア大使、駐ユーゴスラビア大使からも、BBCが「客観性」に固執しすぎることが問題とされた。その他、音楽・スポーツ・映画等の文化的分野の報道については必要なしとの主張や、聴取者の関心が低いパレスチナ紛争やスーダンに関する問題が多すぎるとの指摘があった。他にも、英国共産党系の機関紙『デイリー・ワーカー』の紹介が多く、英国内の主要紙であると誤解されかねないとの批判もあった。

これらの指摘から外務省は、以下のような結論を導き出した。BBCは「客観性」を維持しようとするあまり、背景説明を欠いたままニュース報道を行うことで、その「客観性」が失われている。ソ連や東欧諸国発の情報がそのまま報道され、特定の国内紙の相対的重要度に言及することなく論評を紹介し、聴取者に誤解を与えている。こうした問題に対して、ソ連や東欧諸国を情報源とするニュースは背景説明や修正情報を含めて報道すること、『デイリー・ワーカー』のような新聞からの記事を引用する際にはそれが少数意見にすぎないことを明確に伝えること、英国の世論を代表していない見解を伝える際には、同一内容について別の見解も伝えて均衡を図ること等が提案された。この他にも、東欧諸国に駐在する英大使は一樣に、対外地域向けのBBCの放送時間が短すぎることに現地事情に合わせたニュース内容の選別が重要であること等についても留意した。

さて、このような改善点を具体化させるためには、BBCと外務省との間に、さらに密接な協力関係が必要であった。そのため、外務省のワナー次官補は東欧向けBBC放送の責任者ジェイコブ (Jan Jacob) との会談を設定した。¹⁴⁶ 会談でワナーは、英大使館がBBCに放送して欲しい記事や修正すべき点を伝え、BBCは大使館から送ら

れる記事について放送が不可能な場合はコメントを送付するといった双方の協力を呼びかけ、ジェイコブから強い賛同を得た。さらにジェイコブは、BBCが「客観性」に囚われるあまり聴取者に誤解を与えていることや、英国紙の論評を紹介する際にその国内的位置づけを明示する必要性等について問題の所在を認めた。会談では、ニュース内容の選別については対象国毎に検討すること、大使館から送られる記事については可能な限り報道することで合意ができた。¹⁴⁷

BBCと外務省との会談は、その後も設けられた。¹⁴⁸ 外務省側は、ワーナーとジェイコブが合意した点、つまりニュース報道の「客観性」を修正すべくコメントを付加する必要性、放送地域ごとに報道内容を変える必要性に加え、共産主義政権の広報により事実が「歪曲」されて伝えられる情報をBBCが積極的に指摘する必要性についても、BBC側の同意を求めた。しかし、BBC側は既に多くの場合でコメントが付加されており特別のコメントをさらに付加することは不必要であること、放送時間が短いために放送内容に地域的特色を持たせるのは困難であること、外務省はBBCを「政治戦争」に従事するよう求めているかに思われるがBBC憲章によってそれは禁じられていること等を伝えて反論した。外務省側は、BBCが聴取者を政府転覆活動に駆り立てるような「政治戦争」はすべきでないが、共産主義政府の誤った行いや情報の「歪曲」に対してBBCが聴取者を「啓蒙」することを求めた。

外務省による一連の要請によって、BBC東欧放送の内容は徐々に「改善」された。¹⁴⁹ 文化的分野に費やされる時間は減らされ、その分が英国紙の論評紹介や東西関係および聴取者が特に関心を持つような事項に関する政治論評のために費やされた。チェコスロヴァキアとポーランドでは、共産主義政府への批判を行う英国紙の紹介コーナーが特別に設けられたり、現地が特別の関心を寄せる事項に関する政治論評が多く放送された。このうち最も評判が良かったのは、BBCチェコ語放送が行ったもので、戦時中の「政治戦争」で活躍したブルース・ロックハート(Rich-

and Bruce-Jockhart) による政治論評であった。¹⁵¹

チェコ語放送やポーランド語放送以外ではいまだ改善の余地があるとされたものの、その後外務省からのBBC批判は徐々に少なくなつた。それまでBBC放送の内容に非常に批判的であつた東欧情報局も、BBC東欧放送の「急速な改善」を次のごとく評価した。¹⁵¹ いまやBBCは、共産主義の諸原理や実践に対して攻撃を加え、ソ連に対しては東欧諸国を搾取する「西側文明への脅威」として表象し始めた。「共産主義者とベルリン」と題するBBCの政治論評はベルリンでのソ連軍の行動が「平和への直接の脅威」と批判しているし、「北大西洋条約」と題する政治論評は西側軍事同盟の強硬さが強調されている。また、西側の高い生活水準、市民的自由、社会的・文化的発展も強調され、西側連合の発展が支持されている。報道内容の変化に関するこうした高評価に加え、BBC放送の構成に関する次のような変化についても、好意的な評価がなされた。放送時間の七五%を占めるに至つたニュース報道の大部分の内容は、東西対立を反映する国際問題であり、西側諸国の倫理的・物的・軍事的優越性が強調されている。英国紙の論評紹介については質量ともに改善が見られ、英国政府の見解を反映し西側の経済的・軍事的発展を支持するよう内容が慎重に選択されている。非政治的な内容については削除されるか大きく削られている。重要な国際問題に関する政治論評については、英国政府の見解を婉曲に支持し、量も増加している。幾つかの地域では、対象地域の聴取者の関心に合わせた政治論評が毎週放送されている。「ありのままの」事実を放送するだけでは誤解を招く恐れがあり、その事実がどう解釈されるべきかコメントを付加する必要性についてBBCも同意している。¹⁵²

BBCがより直截的なソ連批判を行うことを高く評価する外務省であつたが、亡命者を利用してまでのソ連批判は妥当と判断しなかつた。¹⁵⁴ 亡命者を利用することはヴァンシタート卿(Lord Vansittart)が求めていたもので、BBC東欧放送の「効果」を上げ、亡命政治家に「生きる意味」を与えるべく、東欧諸国からの亡命政治家をより

積極的にBBC放送に活用すべきと主張していた。既にBBCは、ロンドン在住の著名な亡命政治家を時折放送に登場させていたが、外務省は亡命政治家が自らの主張を正当化する舞台としてBBCを利用することを警戒していた。英国政府の見解をより効果的に伝えるため、BBCが亡命政治家を慎重に利用することは許容しても、逆にBBCが亡命政治家に利用されることは嫌ったのである。¹⁵⁶ 外務省は、英国政府の見解を代弁する用意のある亡命政治家に限っては活用する容易があつたが、亡命政治家のうち誰が適切か選別するのは困難であるという問題があつた。¹⁵⁶ しばしば亡命政治家は自らの過去や自ら率いる集団の偉業を自慢し、他の亡命政治家の反発を買うことがあり、この点も外務省が懸念する点であつた。¹⁵⁷ また上述のように、外務省はBBCとともに、政府転覆活動を聴取者に煽るような放送を控える点で合意があり、亡命者の利用は限定的であつた。

(3) 「ソビエト化」、「平和」キャンペーンとBBC

BBCの「客観性」をめぐる問題が一応の決着を見せた頃、駐ハンガリー英大使がベヴィン外相に一つの報告書を提出した。大使は報告書において、共産化が進んだハンガリーでこれまでに確認できなかった変化の兆候が見られると指摘した。それは、ハンガリーの「ソビエト化」であつた。彼によれば、ハンガリー政府はいまや、経済構造や政治制度のみならず生活様式や思考形態、文化の態様に至るまで全てを「ソビエト化」することを求めている（ソ連の労働者のように働き、ソ連の作家のように書き、ソ連のスイマーのように泳げというように）。このような事態がいかに「グロテスク」であろうとも、学校教育や大学を通した「大衆の改造」によつて、事態は若年層を中心に進むことが予想される。文化はますます西側から孤立し、ハンガリー文学やハンガリー芸術の教育禁止とソ連文化やソ連文学の奨励が進むであろう。また、別の変化として大使は、ハンガリー国民の間にある鬱積した感情も指摘した。かつてハンガリー国民は西側の介入によつて共産主義政府が消滅することを期待していたが、今や西

側は国連で「人権」を叫ぶだけで軍事介入はしない。共産主義政府の正当性を認めない西側諸国は、東欧諸国の解放のために戦争に訴えることはない。その反面、ソ連軍の駐留やモスクワからの指令による政府管理の結果、ハンガリーには一応の安定が存在するように思われる。そして、ソ連の「平和」キャンペーンがハンガリーにも一定の影響を与えている。ソ連の「平和」キャンペーンの主たる対象は西側であるが、東欧諸国に対しても、「平和」でソ連的な生活様式を受け入れさせる条件が、西側の軍事的不介入によって整いつつある。

このような新しい状況に対して、英国政府は今こそハンガリー国民の抵抗を促すべくBBCを活用するべきであると、大使はベヴィンに訴えた。具体的には、「ソビエト化」に対してはハンガリー人の伝統や誇りに訴えて愛国的感情を高めること、そして「マジヤールの」な考えに対する共感を示すこと。ハンガリー政府内部の「モスクワ的支配者」とその他国民を区別し、「モスクワ的支配者」がハンガリーをソ連に編入させることを目論んでいると主張し、ソ連を構成する共和国の厳しい状況をBBCに報道させること。ハンガリーの詩人や編曲家に特別の注意を払い、同時にハンガリー文化に対する「ソビエト化」の影響を調査し、その異質な文化が及ぼす影響はかつてハプスブルクやオスマン・トルコに影響を受けたほどに永続的であると強調すること。また、ソ連の「平和」キャンペーンに対しては「真実」を標語として利用すべきであること。「ソビエト化」と「平和」キャンペーンに対応すべく、駐ハンガリー大使が提案した様々な手段は、この後にBBC東欧放送の放送内容を変化させた。

「ソビエト化」の指摘にまず反応したのが、駐ポーランド大使であった。彼によれば、ポーランドの「共産化」はハンガリーより進んでいるが「ソビエト化」についてはハンガリーより遅れていた。その理由は、ポーランド国民のロシア感情が伝統的に悪く、「ソビエト化」への熱意はハンガリー政府ほどではなかったためである。それでも大使は、駐ハンガリー大使の提案はポーランドにも適用可能であるという。ポーランドでは、共産主義者でさえ西側との繋がりを絶やすことに抵抗がある。「反動的」と糾弾され、所持が処罰されてもおかしくない書籍の所持

が未だ禁じられていないことも、ポーランド政府が西側との伝統的な紐帯を維持したい国民から不必要な抵抗を受けることを避けたいがためである。今のところ、特に学術・技術領域においては専門家の養成に西側の情報が必要でもある。しかし、特に若年層に対して政府は共産主義への道を歩ませる決意を持ち、ロシア語の教科書使用やソ連文化の導入が始まる予兆がある。ソ連の「平和」キャンペーンについては、これを本気で信じるポーランド国民は少ない。しかし、ソ連の共産主義的抑圧に対して西側があまりに弱いとの感情は強い。

対策として大使も、BBC東欧放送の活用を重視した。検閲から自由なBBCは重要な情報伝達媒体であり、受信機を持てば誰でも自由にBBCを聴取することができることとされたからであった。そしてポーランドでも、国民の愛国的感情を高めることがBBCに求められた。共産主義の失敗を宣伝したり消極的な批判に終始することはあまり実りがなく、特に西側的な価値にそれほどの愛着がない若年層に対しては愛国的感情を高めるべきである。そのため、西側民主主義の優越性を訴えるよりも、ポーランドがロシア人の残虐な抑圧に直面しながら国家的伝統を維持してきた歴史を前面に出して訴えるべきである。¹⁵⁹ところが現下のところBBCはそのような観点からの放送を行っておらず、ポーランドの古い伝統について放送されるのは稀である。¹⁶⁰

駐チエコスロヴァキア大使からも、国家的プライドに訴えるプロパガンダは大きな効果があると同意のメッセージが寄せられた。しかし、チエコスロヴァキアの近代史が波乱に富んでいることもあり、歴史や伝統に訴える感傷的な手法は、他と比較してそれほど有効ではないとも主張された。実際に、チエコスロヴァキア政府は自らの目的に沿うように歴史を再解釈し、戦勝記念日や歴史的偉人の誕生日等を利用して来た。¹⁶¹そこで、大使は共産主義政権が記念日を利用するのを妨げるように、BBCも記念日を徹底的に利用すれば良いという。例えば、政変の生じた二月二五日の「革命」記念日には、共産党政権がソ連の傀儡であること、「革命」は小規模の共産主義勢力による単なる暴動であったことを訴える。国内紙が完全に無視するマサリク誕生日である三月七日にはBBCが特集を組

み、英米仏がチェコスロヴァキア共和国の建国を支援したことを示す。八月には独ソ不可侵協定についての特集を組んでソ連の信用を失わせ、九月にはミュンヘン協定が英国の軍事的弱さによって生まれたもので、「我々は軍事的に準備不足で自由の原則を守れないということが二度とないよう決意する」ことを伝える。二月二二日のスターリン生誕日には、共産党内部における彼の容赦ない政敵排除を思い起こさせる。これは、いわば記念日の逆利用であった。

愛国的感情を高めるような新しい放送内容は、一九五〇年のBBCチェコ語放送の内容において確認することができる。レーニン(Vladimir I. Lenin)の命日を前にした一月二二日前後には、スターリンの政策とレーニンの政策の大きな相違が紹介され、ソ連によるチェコスロヴァキア文学の禁止の実態も放送された。英国紙の論説紹介では、『マンチェスター・ガーディアン』を引用して「チェコスロヴァキアのポリシエビキ化」が伝えられている。その他にも、英国で出版されたチェコスロヴァキアの共産化に関する書籍『奴隷化されたチェコスロヴァキア』、『プラハに吹く東風』の紹介があった。好評であったブルース・ロックハートの「世界情勢」と題する政治論評でも、世界の「ソビエト化」を狙うソ連や、教会を攻撃する共産主義の技術、モスクワからの指令によるマーシャル・プランへの不参加等が語られた。マサリクの生誕日前後には、マサリクの偉業が伝えられ、マサリクに触れない政府との対照を際立たせた。¹⁶⁴

チトー主義への言及も、「ソビエト化」への対応に有効であると捉えられた。特にブラハの英大使館は、チトー(Josip B. Tito)とロミンフォルムの対立についてBBCに報道させることに積極的であった。¹⁶⁵ チェコスロヴァキア共産党内部にチトー主義者が見られた訳ではないが、政府内部や知識人に存在すると思われる「機會主義的な共産主義者」を対象にして、やがてチェコスロヴァキア共産党をソ連共産党から離反させる狙いがあった。マルクス主義の解釈をめぐる対立に言及し、ソ連の解釈の優越性を低下させる意義はBBCも同意するところであった。既

にBBCは、例えば「チトー主義の基盤」と題された政治論評によって、ソ連とユーゴスラビアの対立を放送していた。ユーゴスラビアの事例を取り上げるとは、結果的に東欧にソ連からの離反を促し、愛国的感情を高めることにもなると考えられた。

一方、ソ連の「平和」キャンペーンに対抗するために、「真実」キャンペーンを展開することが提案されたが、これは共産主義政府による「嘘」をBBCが積極的に暴き、「真実」を報道するBBCの評判を高めることを主眼にしたものであった。だが、既にBBCが「真実」を報道するという評判は受け入れられていたとされ、見解が分かれた。最終的に、BBCの「真実」キャンペーンの開始は外務省で却下された。かつて問題になったBBCの「客観性」こそBBCの評判を保っており、東欧諸国における重要な情報伝達媒体を維持するためにあえて「真実」キャンペーンを展開する必要がないとされたためである。

こうして、東欧の変化に対処するために必要と考えた対策を、外務省は比較的速やかにとることができた。BBCと外務省との日常的協力関係が機能していたことが、その理由の一つである。この後もBBCは、放送内容を様々に変えながら、外務省にとつて最も効果的な文化的プロパガンダ媒体としての機能を果たしていくことだろう。しかしBBCと外務省が解決しなければならない問題は、他にあった。それは既に一九四九年四月に始まっていた。同月、BBCロシア語放送に向けて大規模な妨害電波の送信が開始されたのである。一年半後には、BBC東欧放送に対しても妨害電波の送信が、はじめはポーランド語放送に対して、その後フィンランド語放送、チェコ語放送に¹⁶⁶対して開始された。この妨害電波こそ、BBCと外務省が冷戦期を通して戦い続けるものとなるのである。

結語…文化浸透の政治学

本稿が分析したBCの文化交流事業、広報誌、BBC東欧放送はいずれも、文化交流や広報活動の外観を纏いながらも、東欧諸国において英国政府が重要な位置づけを与えた文化的プロパガンダ遂行の媒体であった。しかし、その活動主体や対象者の範囲、さらに活動によって送信されるべきメッセージの内容については、各々の活動形態を反映して大きく異なるものであった。これら三領域における事業は、英国的生活や文化様式の紹介という共通目的を持っていたが、英国的生活や文化様式のどの部分を特に訴えるのか、それを超えて活動対象国の批判をどこまで行うのか（行えるのか）という点でも、大きな相違があった。

BCの文化交流事業の主たる目的は、相互親善と相互理解の促進であった。しかし、チェコスロヴァキア・ポーランド両政府はその一見平和的な目的の中に、やがて政府への異議申し立てへと社会を導くような問題の芽を見て取った。西側の豊かさを提示することは共産主義に代替しうる思想を浸透させることであり、自ら進める文化面での共産化を阻害するもの、政府転覆を狙う脅威と映ったことだろう。実際に英国外務省は、チェコスロヴァキアにおけるBCの存在目的を明らかにする中で、西側の生活の優越性を訴えること等を掲げていた。BCも、米仏と比較した際の英国の特別な地位に敏感であり、自らの存在が共産主義とは「別の生活様式」を表象するウィンドウであることを理解していた。チェコスロヴァキアからの撤退が心理的な観点から反対されたことも、文化的プロパガンダの媒体としての自らの位置づけを理解していたことの証左である。ポーランドにおいても、BCの活動が政府に制限される理由は文化交流事業の政治性に求められた。社会民主主義国家・福祉国家としての英国の存在そのものが、共産主義国家へのアンチテーゼであり、特に反ソ感情の厳しいポーランド国民にとってBCは「西側へのドア」であった。結局、活動対象国の政府から強制的に撤退をさせられるまでは、可能な限り現地に留まり続けるこ

とが、BBCの方針となった。

大使館が関与した広報誌についても、英国的な生活様式の表象が主な目的であった。そうした内容は、「BBC放送の殆ど排他的に政治的な内容を補充」する機能を持った。しかし、BBCと同様に広報誌の発刊には共産主義政府による同意が必要であり、その流通には共産党の影響下にある出版・流通機構への全面的委託が必要であった。また、やがて広報誌が掲載する記事内容に政治性を感じた現地政府は、様々な手段を用いて広報誌発刊への妨害を行った。広報誌の政治性は外務省自身も自覚するところであり、例えば『グロス・アングリー』は『冷戦』における武器』として捉えられた。

BBCの場合は、より直接的な共産主義批判が目的であったという点で、BBCや広報誌との相違がある。しかし、BBC東欧放送は必ずしも全てが共産主義政府に対する直接の批判に費やされていた訳ではなく、英国に関する「歪曲」された情報を「正す」ことや、西側体制の優越性を提示することも、重要な文化的プロパガンダの要素であった。共産主義政府の「嘘」を暴くことで、聴取者の政府（ソ連政府を含む）への信頼を失わせることが目的の一つに数えられた。

もちろん、英国政府とBBCとの関係が完全に親和的であった訳ではなく、BBCの「客観性」をめぐる対立は英国政府からの厳しい批判を招いた。しかし、BBCへの機密情報の提供が物語っているように、これら三領域の活動のうち優先度の最も高い媒体とみなされたのは、BBCであった。BBC東欧放送は、「鉄のカーテン」の向こう側に、共産主義政府の同意なくメッセージを伝えることができるという点で、技術的に非常に有効な媒体であった。チェコスロヴァキアでBBCの撤退が検討され、BBCチェコ語放送の「無害化」を条件にBBCの一部活動が承認される可能性が指摘された際、大使館が出した結論が「もしBBCとカウンスルとを選択するのなら、明らかに我々は前者を選択しなければならない」とされたことも、BBCに与えられた重要性を端的に表している。

一方で、英国政府が東欧における文化的プロパガンダの実践を重視し、英国および西側の優越性を提示しながらも、東欧を共産主義から「解放」するためにより積極的な介入を行うという誤った期待を高めないよう、慎重であったことにも留意が必要である。外務省では、東欧の人々は西側の軍隊が今にも助けに来ると期待しやすいうちに注意するよう、何度も繰り返し確認されている。また、東欧の人々が朝鮮戦争を解放戦争と捉え、共産主義の抑圧から逃れるために平和より戦争を期待している状況であるとの判断が外務省内にあり、このような状況下で東欧の人々の期待を煽るのは、彼らに早まった行動（政府転覆活動等）をとらせかねず危険であると捉えられ、亡命者のBBCへの積極的な登用は控えられた。¹⁶⁸ その意味で、共産化の進む東欧を「見捨てる」選択をしなかつた英国政府の中に、より「現実的」な側面を見出すこともできる。

当時の駐ルーマニア大使は、現地政府による歴史の「歪曲」について、次のように事態を分析している。「彼らは歴史や人気のある伝説を再解釈するのみならず、完全に新しい事実の羅列でもって代替している」。そして「嘘」の歴史を繰り返し訴えることで、人々は自らがこれまで信じてきた記憶に不信を抱く。「ジョージ・オーウエルの小説『一九八四年』の中の真理省の活動」が、今日ルーマニアで行われているのである。¹⁶⁹ このような深刻な情勢認識は、文化的プロパガンダの意義をそれだけ高めていたと思われる。

オーウエルの引用からは、冷戦が文化的伝統や国家の歴史という「歴史の解釈」をめぐる争いであつたことが垣間見える。同時に冷戦は、政治体制の質を競争する時代であり、より良い生活の質を保証するような「未来への期待」をめぐる国民（自国民と他国民）の支持を獲得する争いでもあつた。文化交流事業を体験させ、広報誌を購読させ、ラジオを聴取させることを通した文化的プロパガンダの実践に関する実態解明は、何を求めるべきか、何を知るべきか、何を聴くべきか、そして何を期待すべきかを人々に教え、それにより人々の身体と思考形態を規律することが政府に要請された時代としての冷戦像をも明らかにしているのである。

1 本稿で使用する文化的プロバガンダという概念は、文化的活動を通して活動対象国へ政治的なメッセージを伝えることで、発信国側にとって望ましい環境を得ることを目的とする一連の行為のことを指す。それは、政治的なメッセージの伝達を主要目的とする点で通常の文化交流事業と異なり、政府転覆を狙った誤った情報の意図的な拡散等の行為は含まれないという点で、通常のプロバガンダとも意味を異にする。ただし、後者の行為を「ブラック・プロバガンダ」と位置づける研究もある。英国政府内では、平時の「プロバガンダ」活動が与える非常に否定的な含意を嫌っており、伝統的に「プロバガンダ」という用語を避ける傾向があった。代わりに用いられたのが、文化的プロバガンダという用語であり、本稿が引用する史料においても、当該用語が使用されている。

2 Alko Watanabe, "Alternative Voices : A Case Study of the Differing Policies of the British Council and Foreign Office Concerning Cultural Relations with Czechoslovakia, 1947-50," *The Study of International Relations*, No.36, March 2010, p.102.

3 "Paris Meeting, The Iron Curtain," undated, FO371/58649, The National Archives, London, UK (hereafter referred to as TNA).

4 "Memorandum," undated, FO371/58649, TNA.

5 "Future Attitude towards Countries of Eastern Europe," 20 December 1946, FO371/58649, TNA.

6 ワーナーは、ソ連的影響が強いポーランド、ブルガリア、ルーマニア等に対する支援とその他を区別し、前者の中でもポーランドは野党勢力の結束の強みや、非スラブ系国家であり反ロシア的感情が強いことを指摘している。

7 サージェントもヘヴィンに対し、英国政府が「これら諸国で予見される将来の運命に関して関心を失わせることをモスクワとの間で合意したとしても、それが英ソ関係において何らの配当をもたらすことにはないでしょう」と述べている。Sargent to Bevin, 21 December 1946, FO371/58649, TNA.

8 "Policy in Eastern Europe," 14 January 1947, FO371/58649, TNA.

9 Ibid.

10 C.M.(46) 5th Conclusions, 15 January 1946, CAB128/5, TNA ; "Publicity Services in South-Eastern Europe," C.P.(46) 7, 4 January 1946, CAB129/6, TNA.

11 "Policy in Eastern Europe," undated, FO371/58649, TNA.

12 Ibid.

13 "Czechoslovakia," 15 January 1947, FO371/58649, TNA.

- 14 "Poland, Future British Policy," undated, FO371/58649, TNA.
- 15 "Memorandum Setting Out the Extent to Which, from the British Side, the Purpose of This Convention Has Already been and is, at Present Being Fulfilled," undated, BW27/6, TNA.
- 16 Watanabe, "Alternative Voices," op. cit., p.104.
- 17 Nichols to Roberts, 20 January 1944, BW27/6, TNA.
- 18 Minute by Montagu-Pollock, 26 April 1945, FO924/202, TNA.
- 19 Nichols to FO, 12 June 1945, FO924/202, TNA. 文化政策影響力を重視するようになった見解には、「ブラハの大使館が行った国際情勢分析が反映されている。それに伴って、国際連合が戦争の除去に成功し、国家間の衝突を回避するために行われている外交活動の負担を国際機関が軽減していくのであるれば、英国の在外施設の役割は英国の伝統や英国の生活様式の広報に向けられることになるという。つまり、「厳しい政治的問題が消滅していくにつれ、文化のプロパガンダがそれに取って代わる」かもしれない。政治的ライバル関係が文化的ライバル関係に取って代わられて、世界全体が利益を得ることになるかもしれない。」その実現は幾分先のことであるし、過度に楽観的でユートピア的だと捉えられるだろうが、「幾ばくかの真実を含められているのだらう」。
- 20 Watanabe, "Alternative Voices," op. cit., p.106.
- 21 Dixon to FO, 4 March 1948, FO953/221, TNA.
- 22 "Minutes of the Meetings of the Permanent Mixed Commission for the Implementation of the Anglo-Czechoslovak Cultural Convention, Held at the Ministry of Foreign Affairs, Czermin Palace, on the 27th February 1948," undated, BW27/6, TNA.
- 23 "First Meeting of the Mixed Commission at Prague, 27th and 28th February 1948, Note by Chairman of British Section," 4 March 1948, BW27/6, TNA.
- 24 Seymour to Morris, 15 May 1949, BW27/14, TNA.
- 25 ブラハのBC本部では、毎週火曜と木曜にBCスタッフによる、あるいは外部講師を招いて英国文化や英語に関する講義が行われたほか、毎月コンサートが開催された。「Meeting of the Mixed Commission under the Anglo-Czechoslovak Cultural Convention, April 1949, Activities on the British Side, March, 1948-1949," BW27/14, TNA.
- 26 "Report on the Work of the British Council in Czechoslovakia Given by Mr. R. A. Close to the Executive Committee at Its 99th Meeting on 12th April, 1950," undated, BW27/17, TNA.
- 27 Close to Adam, 15 February 1950, BW27/17, TNA.
- 28 Close to Director, 21 October 1949, BW27/17, TNA.

- 29 "Six-Monthly Confidential Report of the Representative Czechoslovakia to the Controller, Overseas Division 'C', 31st January 1950." FO924/831, TNA. 予想される通り、文化協定に関する一九四九年四月の第二回合同委員会は、文化交流の履行に関する具体的な協議の進展は見られなかった。
- 30 "British Council Activities in Iron Curtain Countries," undated, FO924/773, TNA.
- 31 一九四九年を通じて、BOCには多くの人々が集った。英語教室や社会史講義等は週二回開講され、毎回一四〇人以上が参加した。BOC内に設置された図書館には月十五百人の来館者があり、その他にもフォーカシング教室や民族ダンス教室が人気を集めた。"Six-Monthly Confidential Report of the Representative Czechoslovakia to the Controller, Overseas Division 'C', 31st January 1950." FO924/831, TNA.
- 32 Dixon to FO, 14 February 1950, BW27/17, TNA.
- 33 Johnston to Finch, 17 March 1950, FO924/831, TNA.
- 34 FO to Prague, 14 April 1950, BW27/17, TNA.
- 35 "Note to Czechoslovak Ministry of Foreign Affairs," 24 April 1950, BW27/17, TNA.
- 36 Minute by Kratchbull-Hugessen, 12 May 1950, BW27/17, TNA.
- 37 "Czech Note of 12 May 1950," BW27/17, TNA.
- 38 その他にもチェコスロヴァキア側との協議なくロンドン大学のチェロ語担当教授ポストに亡命者を雇用したことや、カレル大学の創設六百年記念大会への英国の大学関係者の訪問が外務省の要請でキャンセルされたこと、プラハ音楽祭へ派遣予定のハレ・オーケストラが外務省の要請でキャンセルされたことも、文化協約の重大な違反だとされた。
- 39 FO to Belgrade, 17 May 1950, BW27/17, TNA.
- 40 Watanabe, "Alternative Voices," op. cit., p.114; Johnstone to Sofia, 13 March 1950, FO924/838, TNA.
- 41 "British Council Poland Annual Report 1947/1948," undated, BW51/17, TNA.
- 42 "The Council and Communist Culture," by Bidwell, 1 September 1947, BW51/14, TNA.
- 43 "Council Work in Eastern Europe," by Bidwell, 25 May 1948, BW51/14, TNA.
- 44 "The British Council, Warsaw, Report on Year Ended 31st December 1946," undated, BW51/17, TNA.
- 45 一九四九年二月以降、大学におけるマルクス・レーニン主義の影響が強まった。大学は「階級闘争の学校」となり、学生に占める農民および労働者の割合は一九四九年の五五%から一年後には七〇%へと増加した。ポーランド政府からBOCへ文化事業に関する支援金の申請はなく、英国からの講師派遣はほとんども合意はななかった。"Poland, Representative's Annual Report, 1950-51," undated, BW51/17, TNA.
- 46 "The British Council Poland Annual Report 1949/1950," undated, BW51/17, TNA.

- 47 "Poland, Representative's Annual Report, 1950-51," undated, BW51/17, TNA.
- 48 "Report on a Visit to Prague to Complete Arrangements for the Publishing of 'Brisky Magazin' (26th March to 3rd April, 1947)," by Fowler, 18 April 1947, INF12/143, TNA.
- 49 Parrott to FO, 19 March 1946, INF12/143, TNA.
- 50 "Record of a Meeting Held in Mr. Lovell's Room, February 6th to Discuss the Intended British-aided Journal in Prague and the Visit of the Prospective Editor Dr. Richter," 6 February 1947, INF12/143, TNA.
- 51 Fitt to Parrott, 31 March 1947, INF12/143, TNA ; Parrott to Bowen, 7 February 1947, INF12/143, TNA.
- 52 "Contents on Brisky Magazin, vol.1 no.1," undated, INF12/143, TNA.
- 53 Mortlock to Noquet, 23 October 1947, INF12/143, TNA.
- 54 Parrott to Fowler, 31 December 1947, INF12/143, TNA.
- 55 Bowen to Parrott, 2 February 1948, INF12/144, TNA.
- 56 Minute by Grey, 28 February 1948, FO953/215, TNA.
- 57 Moertlock to Lovell, 3 March 1948, INF12/144, TNA.
- 58 "Sales of 'Brisky Magazin,'" undated, INF12/422, TNA.
- 59 FO to Dixon, 4 March 1948, FO953/215, TNA ; "Interim Report on the Position of 'Brisky Magazin', Previous to the 'Revolution', a Statement of the Present Position and Proposals for Future Operations," undated, FO953/215, TNA.
- 60 「ブリタンスキー・ニューズニク」をめぐる英国の広報政策の変遷については、以下を参照。齋藤嘉臣「文化的冷戦と表象の政治学：モスクワの『ブリタンスキー・ニューズニク』」一九四二—一九五〇年『金沢法學』（第五二巻第一号、二〇〇九年）。
- 61 Grey to Prague, 26 May 1948, FO953/216, TNA.
- 62 "Interim Report on the Position of 'Brisky Magazin', Previous to the 'Revolution', a Statement of the Present Position and Proposals for Future Operations," undated, FO953/215, TNA.
- 63 Minute by Grey, 3 March 1948, FO953/215, TNA.
- 64 "Interim Report on the Position of 'Brisky Magazin', Previous to the 'Revolution', a Statement of the Present Position and Proposals for Future Operations," undated, FO953/215, TNA.
- 65 Noquet to Mortlock, 25 March 1948, INF12/144, TNA.

- 66 Fowler to Lowell, 10 May 1948, INF12/144, TNA.
- 67 Mortlock to Fowler, undated, INF12/144, TNA.
- 68 Minute by Wallis, 4 June 1948, INF12/144, TNA.
- 69 Minute by Dixon, 8 June 1948, INF12/144, TNA.
- 70 Mortlock to Fowler, undated, INF12/144, TNA.
- 71 Dixon to FO, 31 May 1948, FO953/216, TNA.
- 72 Wallis to Grey, 8 July 1948, INF12/144, TNA.
- 73 Minute by Grey, 9 June 1948, FO953/216, TNA; Dixon to FO, 16 September 1948, FO953/217, TNA.
- 74 Minute by Grey, 27 September 1948, FO953/215, TNA.
- 75 Chancery to EIID, 16 September 1948, FO953/217, TNA.
- 76 Wallis to Grey, 14 July 1948, INF12/144, TNA.
- 77 Pagnie to Grey, 16 October 1948, FO953/217, TNA.
- 78 Wallis to Grey, 23 September 1948, INF12/144, TNA.
- 79 Grey to Fowler, 29 October 1948, INF12/144, TNA.
- 80 Minute by Grey, 8 October 1948, FO953/217, TNA. 英大使は「発行部数が八千部でも継続発刊すべきとの見解であった。その理由は、廢刊たよつて多くの西側的思想を好む人々は見捨せられたと感じるであろうし、回読者の存在を考慮すれば八千部でも実際の購読者は多いことが想定されるであろう」と。 Wallis to Grey, 12 November 1948, INF12/144, TNA.
- 81 Wallis to Grey, 14 December 1948, INF12/144, TNA.
- 82 Wallis to Grey, 28 February 1949, INF12/144, TNA.
- 83 Lowell to Dennis, 17 September 1946, INF12/140, TNA.
- 84 "Directive to the Editor of 'Glos Anglii'," 16 September 1946, INF12/140, TNA.
- 85 "Message from Mr. Ernest Bevin Published in the First Number of Glos Anglii," undated, INF12/140, TNA.
- 86 各種紙に於て新聞の「二〇五部は販路に阻むる中絶せられた」。
- 87 Fowler to Hatfield, 29 October 1948, INF12/422, TNA.
- 88 "Report of Visit to Lotz by Cox and Makower," undated, INF12/141, TNA.

- 88 "Periodical Report on Glos Anglii: 1st January 1948 to 30th June 1948," 16 August 1948, INF12/422, TNA.
- 89 "Glos Anglii No.49 (110)," undated, FO953/560, TNA ; "Glos Anglii No.50 (111)," undated, FO953/560, TNA ; "Glos Anglii No.51 (112)," undated, FO953/560, TNA.
- 90 *Ibid.*
- 91 *Ibid.*
- 92 C.F. to Scott, 11 July 1947, INF12/141, TNA.
- 93 Samples to Fowler, 14 June 1948, INF12/420, TNA.
- 94 "Glos Anglii and the Polish Authorities," 20 December 1949, FO953/565, TNA.
- 95 *Ibid.*
- 96 Cox to Hayles, 22 December 1948, FO953/560, TNA.
- 97 "Six Monthly Report on Glos Anglii," 23 January 1949, FO953/560, TNA.
- 98 "Six Monthly Report on Glos Anglii," 23 January 1949, FO953/560, TNA.
- 99 "Glos Anglii and the Polish Authorities," 20 December 1949, FO953/565, TNA.
- 100 Modzelewski to Gainer, 20 January 1949, FO953/560, TNA.
- 101 Cox to Hayles, 11 January 1949, FO953/560, TNA.
- 102 Cleary-Fox to Bisham-Holmes, 30 March 1949, FO953/561, TNA.
- 103 Cleary-Fox to Bisham-Holmes, 22 April 1949, FO953/561, TNA.
- 104 Cleary-Fox to Purves, 11 March 1949, FO953/562, TNA.
- 105 Riddell to Purves, 29 March 1949, INF12/420, TNA ; Purves to Bowen, 31 March 1949, FO953/562, TNA.
- 106 Cox to FO, 15 June 1949, FO953/563, TNA.
- 107 Minute by Ruthven-Murray, 12 May 1949, FO953/563, TNA.
- 108 "Report on Domestic Subjects Censored," by Cox, 25 June 1949, FO953/564, TNA.
- 109 Mcminnies to Neill, 23 August 1949, INF12/420, TNA.
- 110 "Censorship Report for the Period 1/7/49 - 31/8/49," undated, FO953/564, TNA.
- 111 Memorandum by Bowen, 1 April 1949, FO953/562, TNA.
- 112 FO to Warsaw, 11 April 1949, FO953/562, TNA.

- 113 Minute by Ruthven-Murray, 12 May 1949, FO953/563, TNA.
- 114 Minute by Ruthven-Murray, 28 April 1949, FO953/563, TNA; FO to Warsaw, 23 May 1949, FO953/563, TNA.
- 115 「ワロス・アングリー」がポーランド政府にとって好ましくない記事、つまり共產主義や東西間で論争のある事項を除いた記事のみを掲載すれば、検閲に関する問題は解消する。しかし、スタッフへの尋問等の残された問題については、解決するのが困難であると捉えられた。Warren saw to Guiner, 26 April 1949, FO953/563, TNA.
- 116 Meminies to Bishop-Holmes, 5 September 1949, DNF12/420, TNA. チェルニクの説明によれば、科学者、技術者、教師、大学教授等の専門職に加え、農業・鉱業・造船業等に関心のある男女等が「ワロス・アングリー」の主たる読者層であった。
- 117 Purves to FO, 2 September 1949, FO953/564, TNA.
- 118 Bishop-Holmes to Purves, 20 June 1949, FO953/563, TNA. 一方で、チテルニクとの「デタント」については、五月頃に大使館が公安警察に通じる作業員に対してなされた「脅し」が効かなくなるとの見解もあった。英大使館は当該作業員に対して、「ワロス・アングリー」の販売部数が増加した場合、議院内閣およびBBCを通じて大規模なポーランド政府批判キャンペーンを行い、ロンドンでポーランド政府が発刊する広報誌『ワロス』最大の報復を行おうと述べた。Purves to FO, 27 July 1949, FO953/564, TNA.
- 119 Minute by Bowen, 18 August 1949, FO953/564, TNA.
- 120 Allen to Speaight, 4 October 1949, FO953/565, TNA.
- 121 British Embassy, Warsaw to Ministry of Foreign Affairs of Poland, 9 August 1949, FO953/564, TNA.
- 122 Allen to FO, 4 October 1949, FO953/565, TNA.
- 123 John to Grant, 15 September 1949, FO953/565, TNA.
- 124 Minute by Speaight, 23 November 1949, FO953/565, TNA.
- 125 Mason to Warner, 18 November 1949, FO953/565, TNA.
- 126 Hadfield to Woodburn, 16 November 1949, DNF12/420, TNA.
- 127 "Extracts from Readers' Letters on Closure of the Paper," undated, FO953/961, TNA.
- 128 "The BBC Central and East European Services," undated, FO953/227, TNA.
- 129 Warner to Jacob, 26 August 1948, FO953/218, TNA.
- 130 Jacob to Warner, 16 August 1948, FO953/218, TNA.
- 131 コムソポルトムからのユーゴスラビア論者によれば、ユーゴスラビア向けのBBC放送のスタンプであり、ユーゴスラビア国民の多くがB

- 132 日ロを纏って事件を知ったように。Miller to Storey, 17 August 1948, FO953/228, TNA.
- 132 Ruthven-Murray to Fraser, 26 July 1948, FO953/228, TNA.
- 133 Bowen to Gainer, 19 October 1948, FO953/229A, TNA.
- 134 Minute by Gray, 2 June 1948, FO953/227, TNA.
- 135 "Extract from a Minute by R. Murray on a Talk Which He Had with Dr. Ripka," undated, FO953/218, TNA.
- 136 Dixon to Bevin, 12 May 1948, FO953/227, TNA.
- 137 "BBC Czechoslovak Transmissions, April 20th - May 3rd 1948," undated, FO953/227, TNA.
- 138 "World Prosperity and Marshal Plan by Mr. I. Kosins," 15 July 1948, FO953/218, TNA. UZNEIROBの活動を紹介する点により、基金の拠出国が西独諸国であるように、東欧の拠出国は強硬であるようにも語れる。東欧の共産主義政府に対抗することも検討された。当時UZNEIROBが活動していたソビエト連邦のなかで、ソ連が最も東欧諸国に有利なのはソビエト連邦である（この中にはソビエト連邦も含まれる）、額としては割以上が東欧諸国向けの援助であった。Hayles to Macdonald, 10 August 1948, FO953/218, TNA.
- 139 Allen to Dudley, 14 September 1948, FO953/246, TNA.
- 140 Minute by Hankey, 24 September 1948, FO953/246, TNA.
- 141 Bowen to Hankey, 23 June 1948, FO953/246, TNA.
- 142 Gainer Bevin, 28 April 1948, FO953/227, TNA.
- 143 Minute by Hankey, 1 July 1948, FO953/246, TNA.
- 144 Minute by Bowen, 6 September 1948, FO953/228, TNA.
- 145 "The BBC's Broadcasts to Eastern Europe Countries," 11 August 1948, FO953/228, TNA.
- 146 "BBC Broadcasts to Iron Curtain Countries," 13 August 1948, FO953/229A, TNA.
- 147 Bowen to Gainer, 19 October 1948, FO953/229A, TNA.
- 148 Minute by Bowen, 25 October 1948, FO953/229A, TNA.
- 149 Minute by Bowen, 15 November 1948, FO953/229A, TNA.
- 150 ブルースローロッチナーによる論評番組は極めて好評であり、それと比較して政変後の国内外の詳細な情勢の報道を渴望するチェコスロヴァキア国民にとって、日ロが文化的分野において時間を費やすのは非常に評判が悪かったという点は、幾つかの亡命政治家からの聴取で確認された。Murray to Warner, 18 August 1948, FO953/232, TNA; Minute by Murray, 29 October 1948, FO953/232, TNA.

- 151 Ruthven-Murray, 4 January 1949, FO953/543, TNA.
- 152 "The Communists and Berlin," 22 November 1948, FO953/543, TNA; "North Atlantic Pact," 29 November 1948, FO953/543, TNA.
- 153 Ruthven-Murray, 4 January 1949, FO953/543, TNA.
- 154 冷戦政策における亡命者の利用に関する英国政府の見解については、以下を参照。齋藤嘉臣「亡命者のヨーロッパ統合運動・英国の冷戦政策とヨーロッパ運動中東欧委員案 一九四九—一九五二年」『金沢法學』(第五十二巻第二号、二〇一〇年)。
- 155 Minute by Ruthven-Murray, 24 March 1949, FO953/544, TNA.
- 156 Minute by Bowen, 17 March 1949, FO953/544, TNA.
- 157 Minute by Hankey, 18 March 1949, FO953/544, TNA.
- 158 Wallinger to Bevin, 24 August 1949, FO953/547, TNA.
- 159 Allen to Adee, 23 September 1949, FO953/547, TNA.
- 160 Gainer to Bevin, 14 November 1949, FO953/547, TNA.
- 161 Chancery to Northern Department, 23 November 1949, FO953/547, TNA.
- 162 "Summary of Local Propaganda Lines, Connected with Czech Anniversaries and Suggested Counter Themes," 19 November 1949, FO953/547, TNA.
- 163 "Czechoslovak Programmes Schedule during Period 31st December 1949 - 6th January 1950," and other various reports, undated, FO953/850, TNA.
- 164 東欧諸國の國民に對法の良き記憶を思ひ出させ、それと比較して現在の苦難を思ひ起させよることも、共產主義政權なき幸せな將來を期待せよることも、ソ連國民を對照とした手法と對照的であつた。ソ連ではロシア帝國時代の歴史的人物ピョートル大帝、トルストイ、チャイコフスキー等が現在のソ連の偉大な先人として既に表象されており、BBCがソ連のナショナリズムを煽ることは逆効果であると考えられた。⁹ Nichols to Speaight, 14 November 1949, FO953/547, TNA.
- 165 Chancery to Information Policy Department, 17 January 1950, FO953/850, TNA.
- 166 "Cabinet, Committee on Colonial Information Policy, Russian Jamming of BBC and VOUSA Broadcast, Memorandum by the Foreign Office," 11 May 1949, FO1110/199, TNA.
- 167 Bucharest to Northern Department, 25 May 1950, FO953/703, TNA.
- 168 Minute by Ruthven-Murray, 18 July 1950, FO953/703, TNA.
- 169 Roberts to Bevin, 10 November 1949, FO953/547, TNA.